

第6次御殿場市障害者計画

令和5年度～令和9年度
(2023年度～2027年度)

／ 共に生きる福祉のまちづくり ／

令和5年3月
御殿場市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 障害者支援に関する近年の国の政策動向について	3
6 計画策定の経過等	6
第2章 御殿場市の障害者を取り巻く環境.....	7
1 障害者の現状	7
2 アンケート結果の概要	17
3 事業所ヒアリング調査結果の概要	38
4 アンケート結果等からみえる課題	41
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 基本理念	43
2 基本方針と目標	43
3 計画の体系	46
第4章 施策の展開.....	49
基本目標Ⅰ 理解と交流と社会参加の促進	49
基本目標Ⅱ 健康の維持・増進	56
基本目標Ⅲ 教育・療育の充実	60
基本目標Ⅳ 相談体制・障害福祉サービスの充実	63
基本目標Ⅴ 就労支援と生活の安定	70
基本目標Ⅵ 快適で安心できるまちづくり	74
第5章 計画の推進.....	79
1 計画の推進体制	79
2 計画の進行管理	79

資料編..... 81

1	用語解説	81
2	障害者マーク一覧	85
3	計画策定の経過	87
4	御殿場市障害者計画推進懇話会要綱	88
5	令和4年度 御殿場市障害者計画推進懇話会構成員名簿.....	90
6	御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会設置規程	91

第1章 計画策定にあたって



計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となります。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備がされてきました。

また、国の基本指針^{*}では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれる等、見直しがされています。

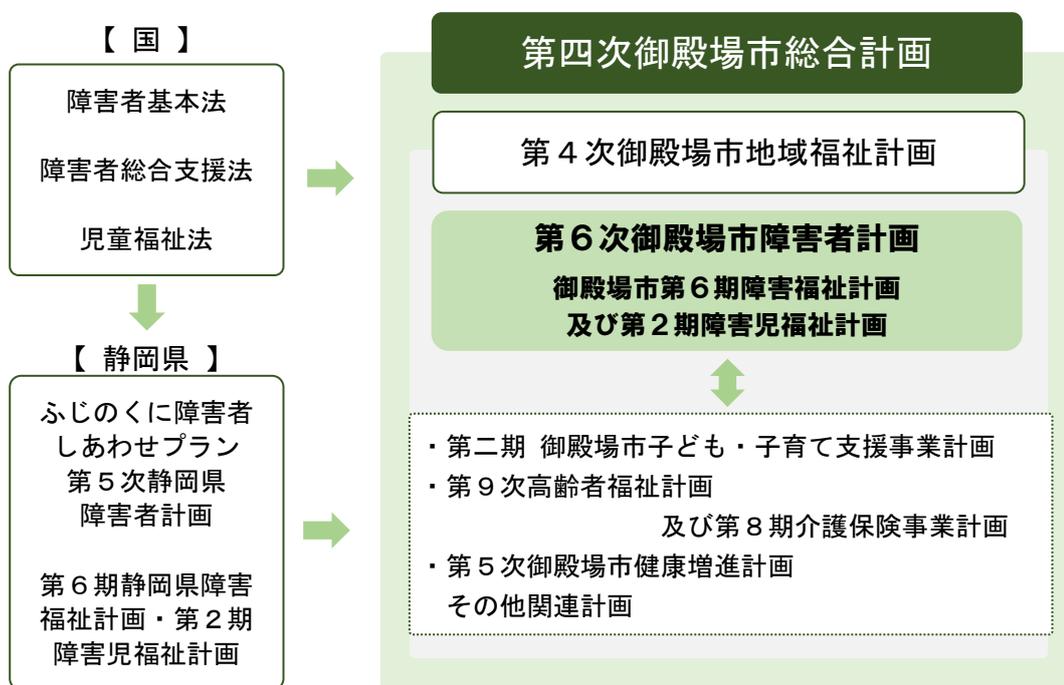
御殿場市（以下「本市」という。）では、平成29年度に策定した「第5次御殿場市障害者計画」においては、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」「エンパワメント」を基調に、障害のある人が、住み慣れたまちで、基本的な人権を尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

「第5次御殿場市障害者計画」の計画期間が令和4年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和5年度を初年度とした「第6次御殿場市障害者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

^{*}障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

2 計画の位置付け

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項によって策定が求められている市町村障害者計画であり、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。
- 本計画は、上位計画である「御殿場市総合計画」や「地域福祉計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、保健・医療・福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。



3 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第5次御殿場市障害者計画					第6次御殿場市障害者計画				
第5期御殿場市障害福祉計画 第1期御殿場市障害児福祉計画			第6期御殿場市障害福祉計画 第2期御殿場市障害児福祉計画		第7期御殿場市障害福祉計画 第3期御殿場市障害児福祉計画			第8期御殿場市障害福祉計画 第4期御殿場市障害児福祉計画	

4 計画の対象

(1) 障害者の定義

本計画における「障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病患者等、心身の機能の障害及び社会的障壁により長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者を言います（以下本計画において「障害のある人」と総称します）。

(2) 計画の対象範囲

本計画に基づいて推進する各種施策の主な対象者は、(1)で定義した障害のある人です。

また、本計画を推進するためには、すべての市民の理解と協力が不可欠であることから、本計画は、障害のある人をはじめとする全市民を対象とします。

5 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 国の基本計画

障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関係法の動向

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成 29 年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設する等、住宅セーフティネット機能を強化する。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成 30 年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる。

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる。

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する。

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた。

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定等の新たな制度の創設が盛り込まれた。

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された。

ケ 災害対策基本法の一部改正（令和3年）

- ・令和元年の台風19号等を始め激甚化する近年の風水害等の災害に関し、多くの高齢者や障害者が被害に遭われている状況を踏まえ、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

6 計画策定の経過等

(1) 御殿場市障害者福祉に関するアンケート調査の実施

障害者の日常生活の状況、障害福祉施策に関する意見の把握等を目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 障害福祉事業所へのヒアリング調査の実施

今後の障害者施策の方向性を検討するための参考とすることを目的に、障害のある人にサービスを提供する側の課題や問題点、今後の事業展開の予定等について、障害福祉事業所にヒアリング調査を実施しました。

(3) 御殿場市障害者計画推進懇話会での検討

障害者団体、福祉・医療関係者、関係行政機関で構成する「御殿場市障害者計画推進懇話会」を設置し、検討しました。

(4) 御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会での検討

計画の策定に際し、全庁的に円滑かつ計画的に推進するため「御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会」を設置し、検討しました。

(5) パブリックコメントの実施

令和5年2月20日から3月7日までの期間で、本計画の案を公表し、計画内容等に対して市民からの意見を広く募りました。

第2章 御殿場市の障害者を取り巻く環境



第2章

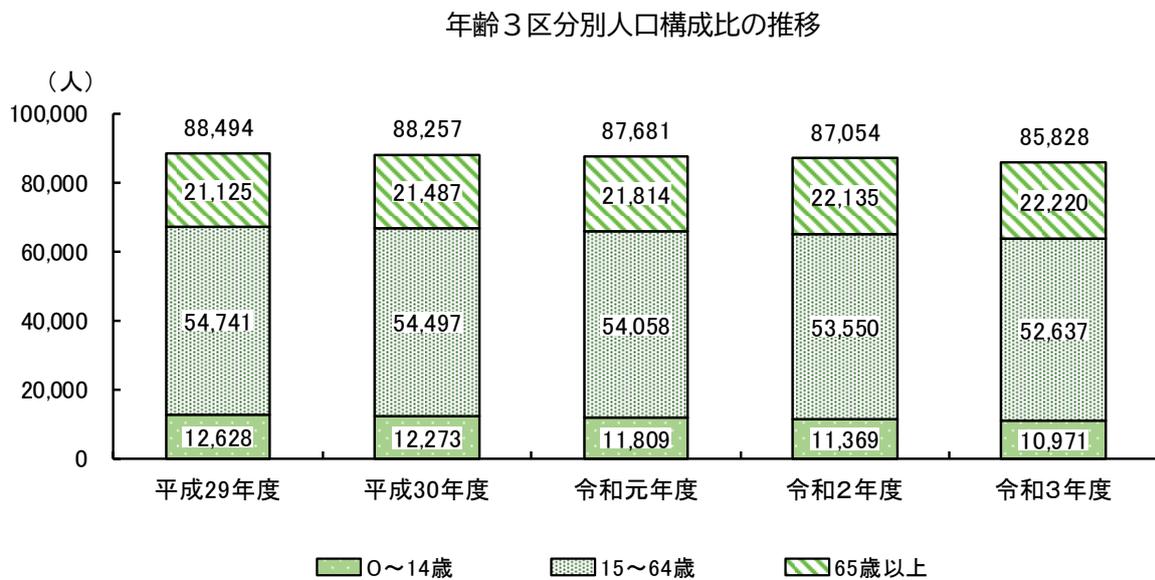
御殿場市の障害者を取り巻く環境

1 障害者の現状

(1) 人口に関する状況

年齢3区分別人口構成比の推移

本市の年齢3区分別人口構成比をみると、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢人口（65歳以上）の割合が増加傾向にあります。

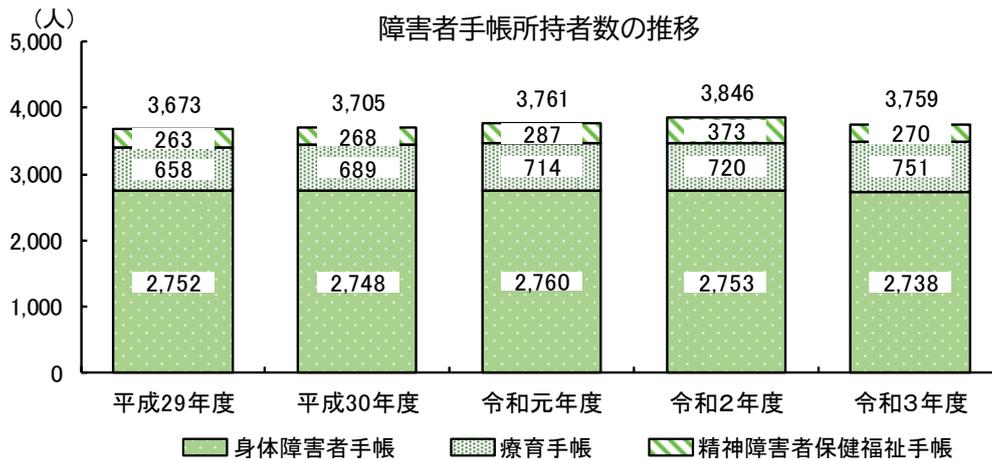


資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(2) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は令和2年度までは増加傾向にありましたが、令和3年度で減少し、3,759人となっています。手帳の種類別にみると、療育手帳所持者は増加傾向にあります。

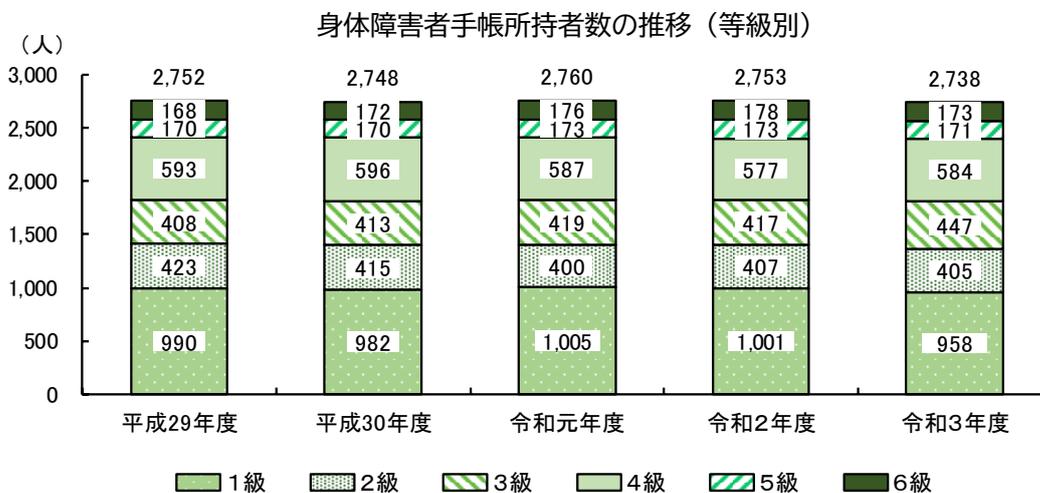


資料：社会福祉課（各年度末現在）

(3) 身体障害のある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

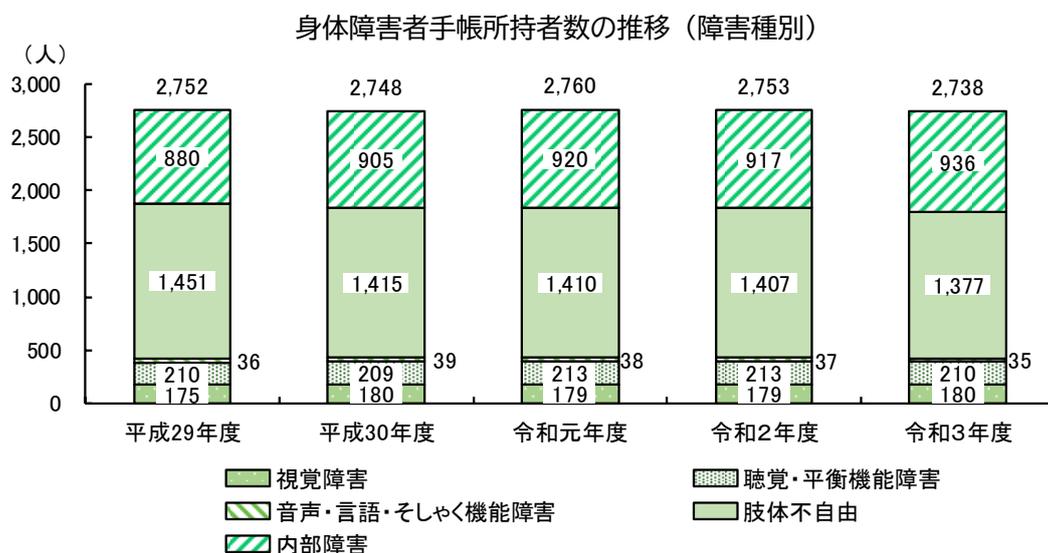
身体障害者手帳所持者数の推移を等級別でみると、令和3年度で1級の手帳所持者数が958人と最も多く、次いで4級の手帳所持者数が584人となっています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

② 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

身体障害者手帳所持者数の推移を障害種別で見ると、肢体不自由が最も多く、令和3年度では1,377人で平成29年度と比較すると、74人の減少となっています。また、一方で内部障害は、令和3年度では936人で平成29年度と比較すると56人増加しています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

③ 身体障害者手帳所持者数（障害種別・等級別）

身体障害者手帳所持者数を障害種別・等級別で見ると、内部障害では1級が最も多く617人となっており、肢体不自由では4級が341人と最も多くなっています。

身体障害者手帳所持者数（障害種別・等級別）

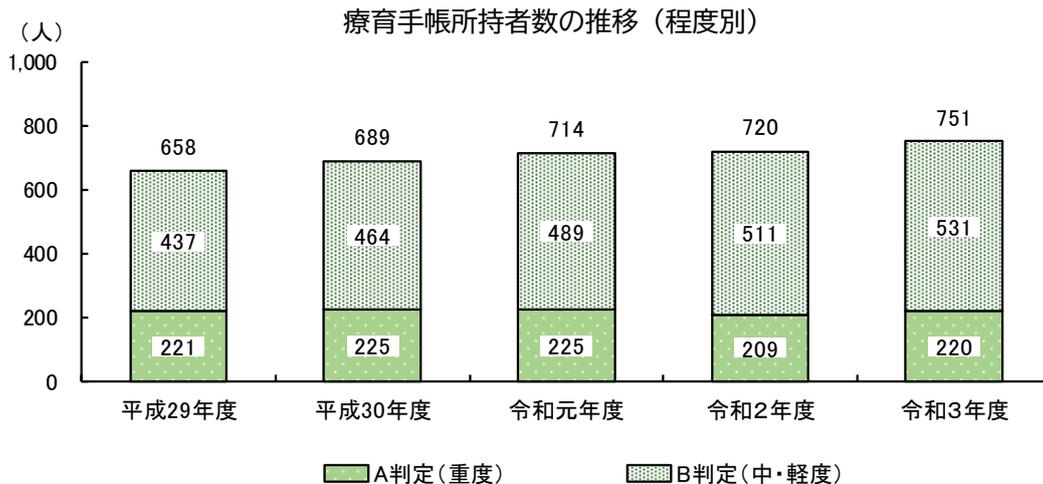
区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
1級	52	9	1	279	617	958
2級	50	59	0	279	17	405
3級	10	29	24	241	143	447
4級	23	51	10	341	159	584
5級	31	1		139		171
6級	14	61		98		173
合計	180	210	35	1,377	936	2,738

資料：社会福祉課（令和3年度末現在）

(4) 知的障害のある人の状況

① 療育手帳所持者数の推移（程度別）

療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和3年度現在、A判定（重度）の手帳所持者数が220人、B判定（中・軽度）の手帳所持者数が531人となっています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

② 療育手帳所持者数の推移（年齢別・程度別）

療育手帳所持者数の推移を年齢別・程度別でみると、A判定（重度）では18歳未満の手帳所持者数が減少しているのに対し、18歳以上では増加傾向にあります。また、B判定（中・軽度）では18歳未満、18歳以上ともに増加傾向にあります。

療育手帳所持者数の推移（年齢別・程度別）

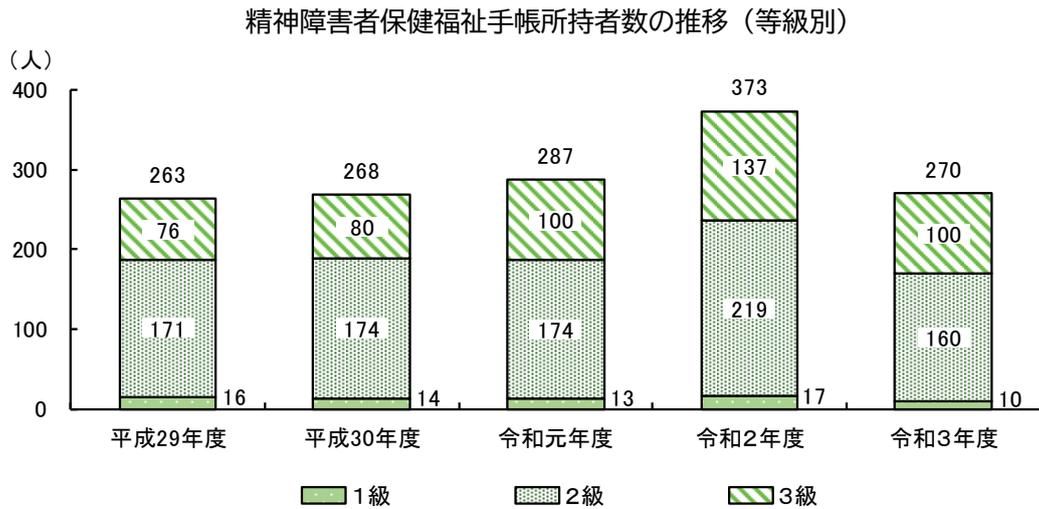
区分		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
A	18歳未満	62	59	52	48	45
	18歳以上	159	166	173	161	175
	小計	221	225	225	209	220
B	18歳未満	136	156	169	175	179
	18歳以上	301	308	320	336	352
	小計	437	464	489	511	531
合計	18歳未満	198	215	221	223	224
	18歳以上	460	474	493	497	527
	合計	658	689	714	720	751

資料：社会福祉課（各年度末現在）

(5) 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別で見ると、令和2年度までは増加傾向にありましたが、令和3年度で減少し、270人となっています。等級別にみると、1級はおおむね横ばいで推移しています。

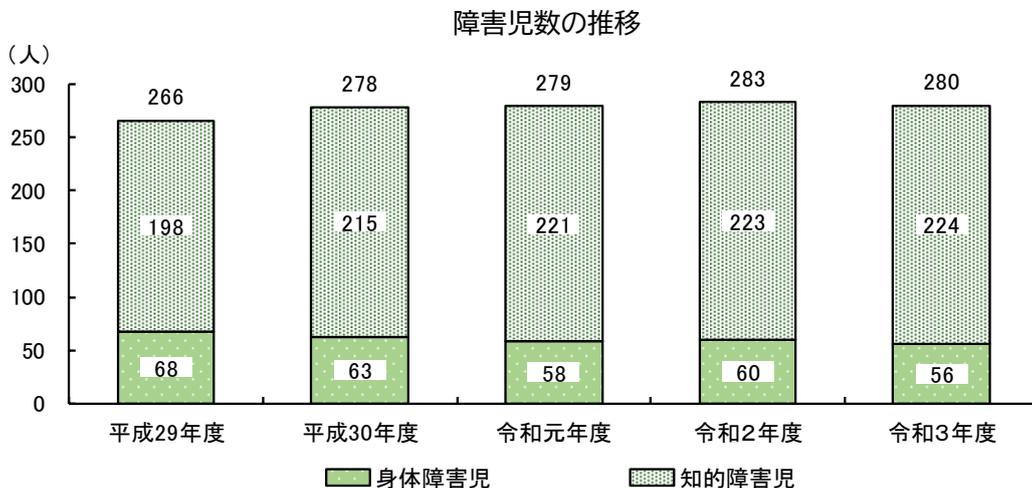


資料：社会福祉課（各年度末現在）

(6) 障害児の状況

障害児数の推移

障害児数の推移をみると、身体障害児は増減しながら減少傾向、知的障害児は令和元年以降は横ばいで推移しており、全体で見るとおおむね横ばいに推移しています。

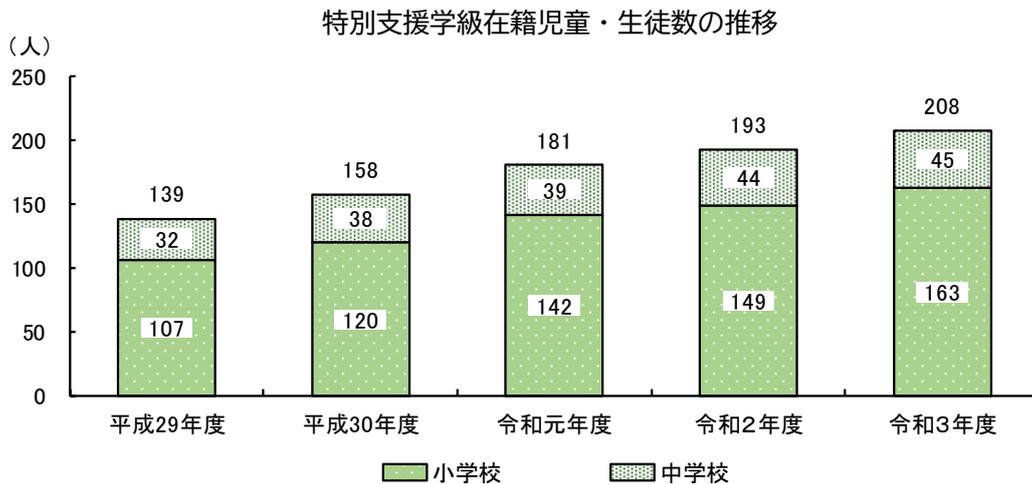


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は令和3年4月1日現在163人、中学校が45人でともに増加しています。

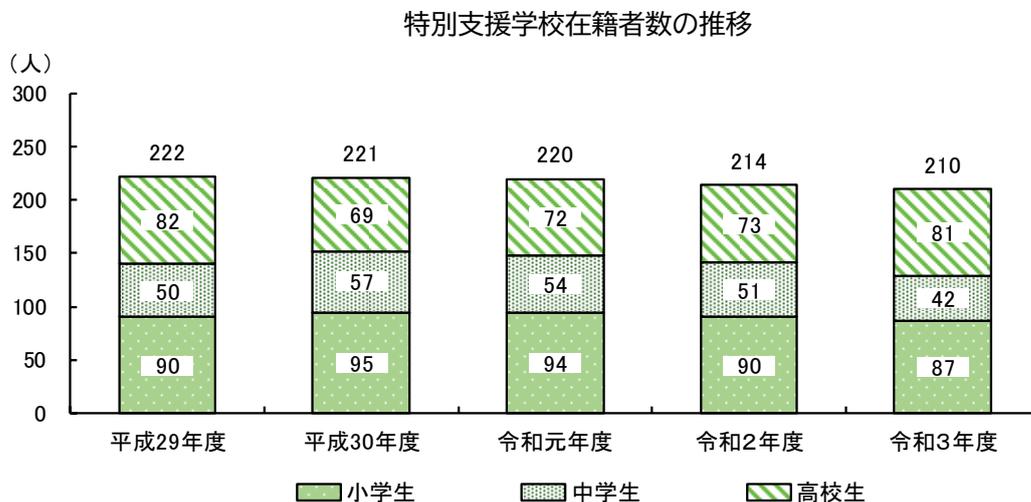


資料：御殿場の教育（各年4月1日現在）

(8) 特別支援学校在籍の状況

特別支援学校在籍者数の推移

特別支援学校在籍者数の推移をみると、令和3年5月1日現在で小学生は87人、中学生は42人となっており、減少傾向にあります。また、高校生は令和3年5月1日現在81人で、平成29年度から増減を繰り返しています。

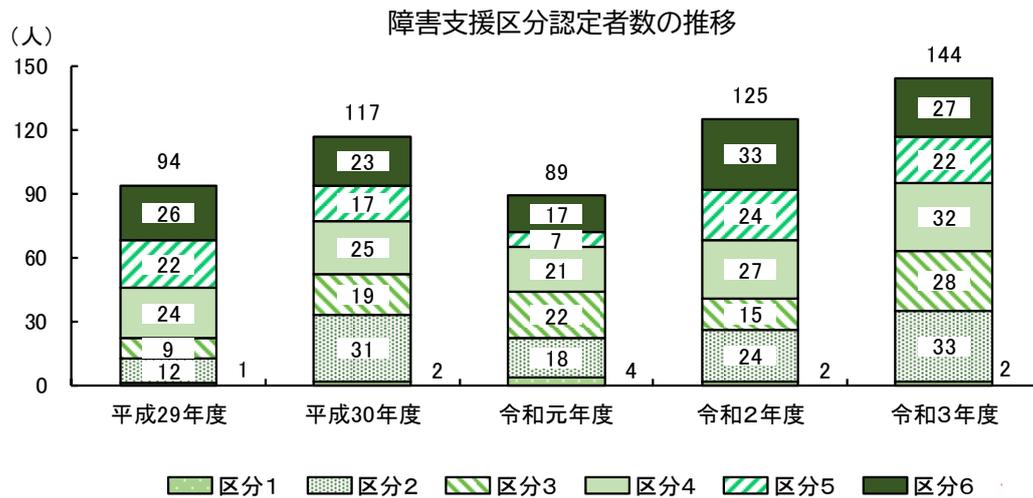


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(9) 障害支援区分認定者数の状況

障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和3年4月1日現在、区分2が33人で最も多く、次いで区分4が32人となっています。

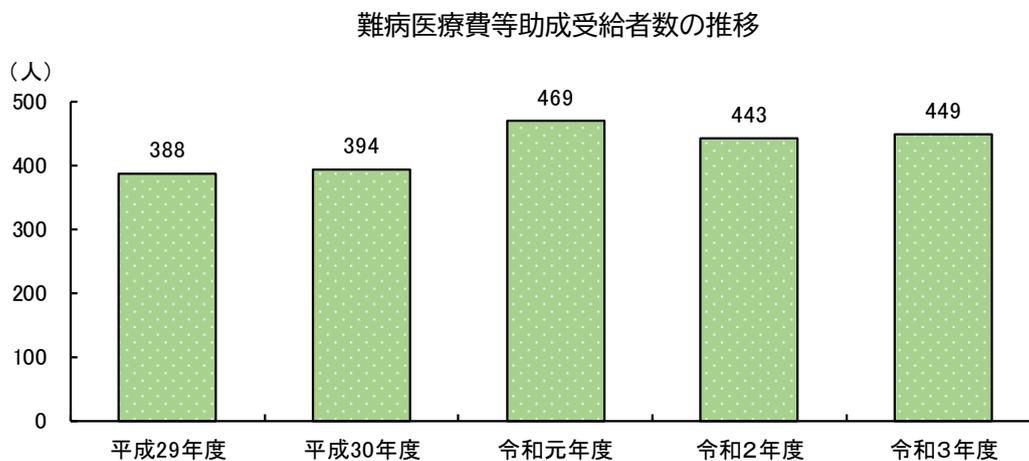


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(10) 難病者の状況

① 難病医療費等助成受給者数の推移

難病医療費等助成受給者数の推移をみると、令和4年3月31日現在449人で、令和元年度以降、400人以上で推移しています。



資料：静岡県御殿場健康福祉センター（各年度末現在）

② 難病患者の状況

障害者総合支援法では、障害者の定義に新たに難病患者が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。本市における難病患者数は次の通りです。

(単位：人)

疾患番号	疾患名	令和2年度	令和3年度
1	球脊髄性筋萎縮症	1	1
2	筋萎縮性側索硬化症	5	6
3	進行性核上性麻痺	2	2
4	パーキンソン病	43	48
5	大脳皮質基底核変性症	0	0
6	シャルコー・マリー・トゥース病	1	1
7	重症筋無力症	20	20
8	多発性硬化症／視神経脊髄炎	10	9
9	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	0	0
10	封入体筋炎	1	1
11	多系統萎縮症	5	6
12	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	5	5
13	ライソゾーム病	0	0
14	ミトコンドリア病	1	1
15	もやもや病	11	10
16	全身性アミロイドーシス	1	1
17	神経線維腫症	4	5
18	天疱瘡	0	0
19	膿疱性乾癬（汎発型）	2	3
20	高安動脈炎	2	2
21	顕微鏡的多発血管炎	5	2
22	多発血管炎性肉芽腫症	2	0
23	悪性関節リウマチ	2	2
24	バージャー病	0	0
25	全身性エリテマトーデス	41	41
26	皮膚筋炎／多発性筋炎	9	11
27	全身性強皮症	19	19
28	混合性結合組織病	4	4
29	シェーグレン症候群	2	3
30	成人スチル病	0	0
31	ベーチェット病	6	7
32	特発性拡張型心筋症	7	6

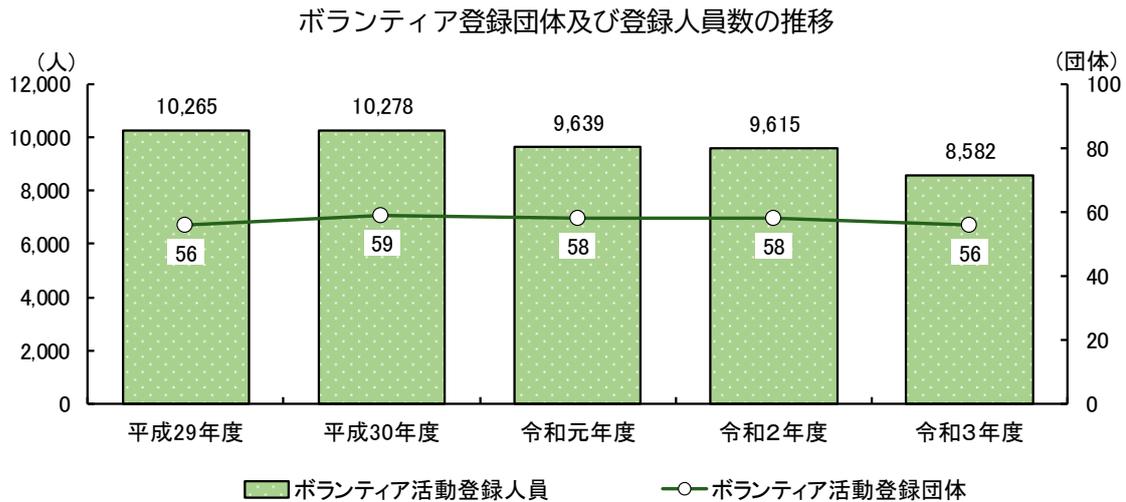
疾患番号	疾患名	令和2年度	令和3年度
33	肥大性心筋症	2	2
34	再生不良性貧血	3	3
35	自己免疫性溶血性貧血	1	0
36	特発性血小板減少性紫斑病	9	11
37	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1
38	原発性免疫不全症候群	2	3
39	IgA腎症	6	5
40	多発性嚢胞腎	8	9
41	黄色靱帯骨化症	6	6
42	後縦靱帯骨化症	21	20
43	広範脊柱管狭窄症	0	1
44	特発性大腿骨頭壊死症	12	6
45	下垂体性ADH分泌異常症	1	1
46	下垂体性PRL分泌亢進症	2	0
47	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	2
48	下垂体前葉機能低下症	11	11
49	サルコイドーシス	7	7
50	特発性間質性肺炎	2	3
51	肺動脈性肺高血圧症	4	5
52	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3	3
53	網膜色素変性症	6	7
54	原発性胆汁性肝硬変	6	7
55	クローン病	24	23
56	潰瘍性大腸炎	72	74
57	全身型若年性特発性関節炎	1	1
58	筋ジストロフィー	3	2
59	脊髄空洞症	1	1
60	前頭側頭葉変性症	1	1
61	結節性硬化症	2	3
62	ウィルソン病	0	0
63	一次性ネフローゼ症候群	1	3
64	強直性脊椎炎	1	1
	国指定難病（64疾患）小計	434	438
65	橋本病	5	5
76	突発性難聴	4	6
	県特定疾患（2疾患）小計	9	11
	合計	443	449

資料：静岡県御殿場健康福祉センター（各年度末現在）

(11) ボランティアに関する状況

① ボランティア登録団体数及び登録人員数の推移

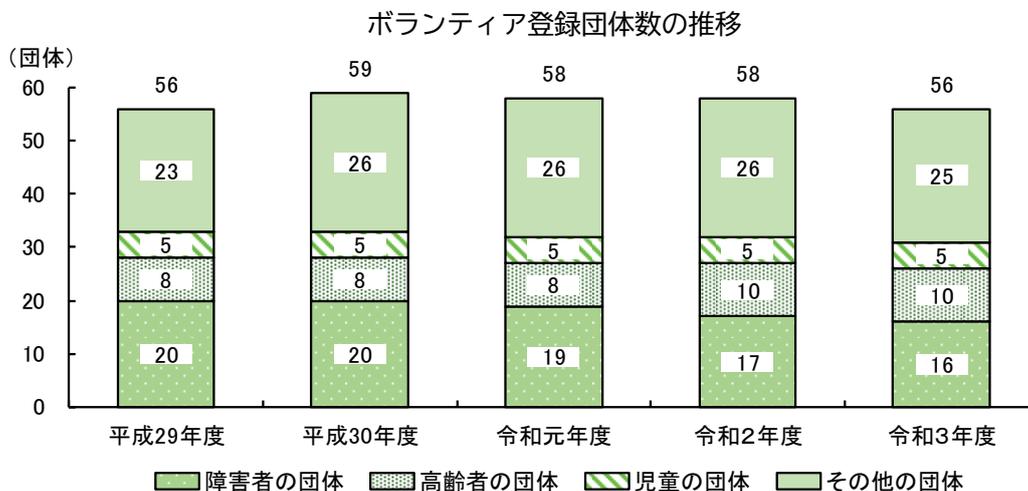
ボランティア登録団体数及び登録人員数の推移をみると、ボランティア登録団体数は平成29年度から令和3年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。また、令和3年度のボランティア登録人員数は8,582人で平成29年度と比べて1,683人減少しています。



資料：御殿場市社会福祉協議会（各年度末現在）

② ボランティア登録団体数の推移

ボランティア登録団体数の推移を団体別でみると、障害者の団体は令和3年度現在16団体で減少傾向にあります。また、高齢者の団体、その他の団体は平成29年度から2団体増加しています。



資料：御殿場市社会福祉協議会（各年度末現在）

2 アンケート結果の概要

(1) 調査の目的

本計画策定に当たり、各種障害者手帳をお持ちの人を対象に、日常生活や社会参加、これからの希望などについて調査し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

(2) 調査対象

御殿場市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

(3) 調査期間

令和4年2月7日～令和4年2月28日

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害のある人	2,277 通	1,456 通	63.9%
知的障害のある人	579 通	320 通	55.3%
精神障害のある人	347 通	186 通	53.6%
合計	3,203 通	1,962 通	61.3%

《注 意》

※回答は各質問の回答者数を（N）とし、（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。

※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。

このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

※ひとつの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

※選択肢の文章が長い場合、グラフ上では省略して表記していることがあります。

※有効回答数が少ない集計結果については、コメントは控えています。

※調査票への回答より、下記の区分にて集計・分析を行っています。

身体障害 = 身体障害者用調査票配布者

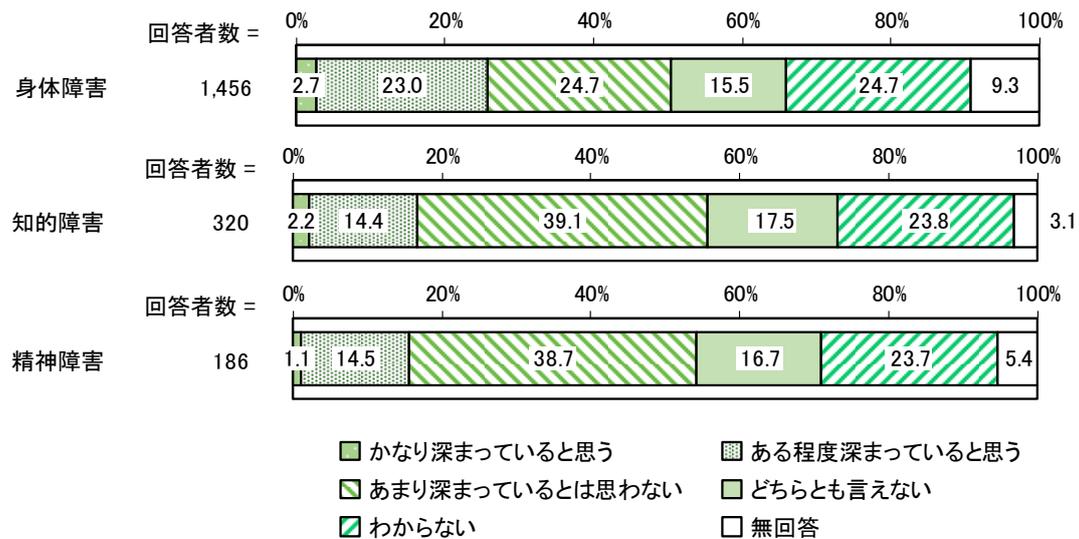
知的障害 = 知的障害者用調査票配布者

精神障害 = 精神障害者用調査票配布者

(6) 調査の主な結果

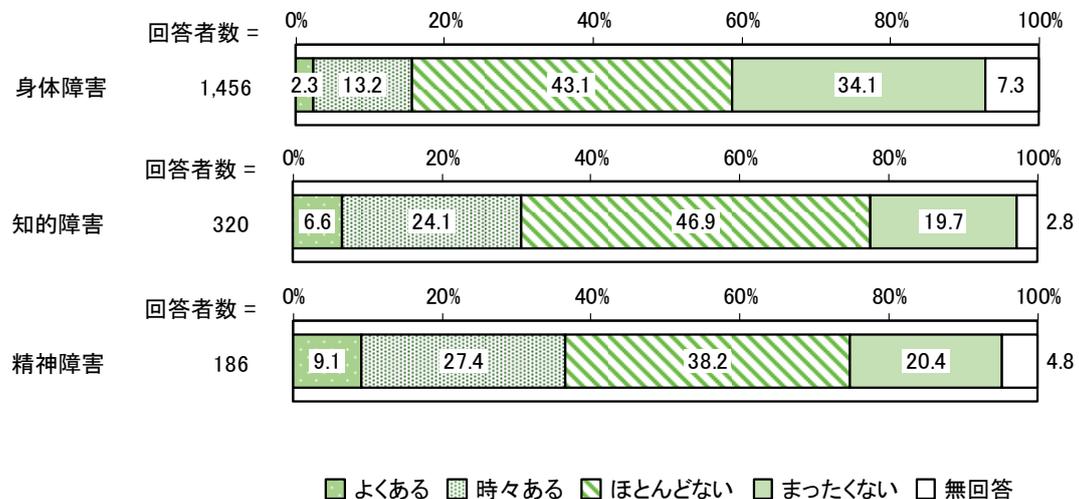
① 障害のある人に対する市民の理解

障害のある人に対する市民の理解について、「かなり深まっていると思う」と「ある程度深まっていると思う」をあわせた“深まっていると思う”の割合は、身体障害のある人で25.7%、知的障害のある人で16.6%、精神障害のある人で15.6%となっています。



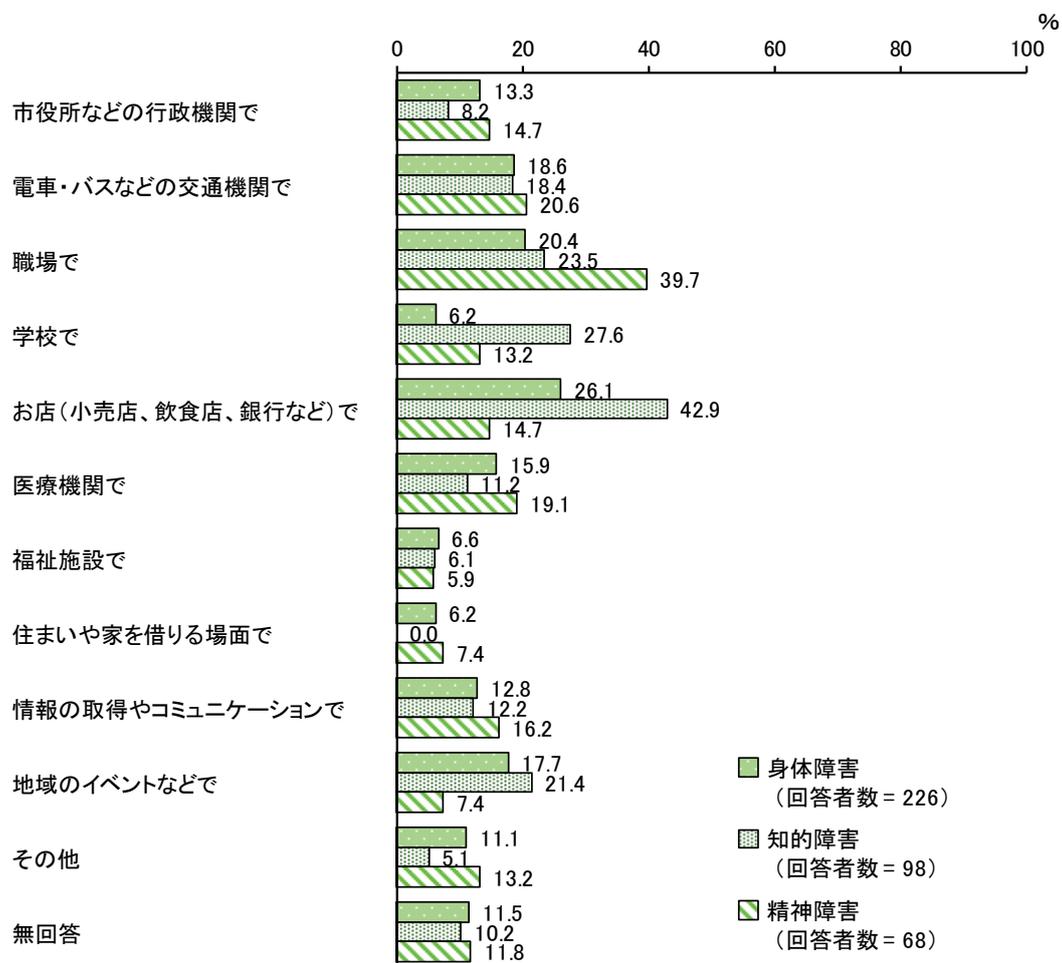
② 日常生活や地域で、差別を受けたり、いやな思いをした経験

日常生活や地域で、差別を受けたり、いやな思いをした経験について、「よくある」と「時々ある」をあわせた“ある”の割合が身体障害のある人で、15.5%、知的障害のある人で30.7%、精神障害のある人で36.5%となっています。



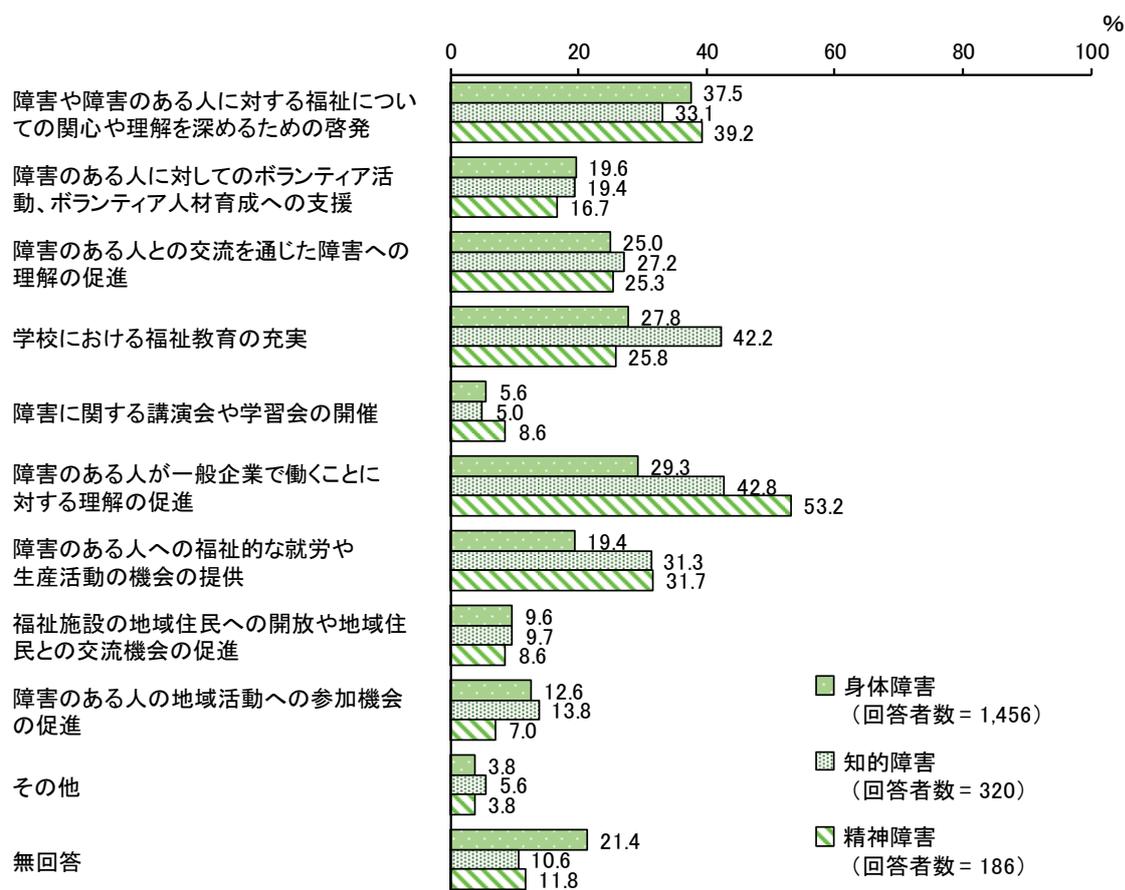
③ 差別を受けたり、いやな思いをした場面

差別を受けたり、いやな思いをした場面について、「お店（小売店、飲食店、銀行など）」で「電車・バスなどの交通機関で」「職場で」「学校で」「医療機関で」などの割合が高くなっています。



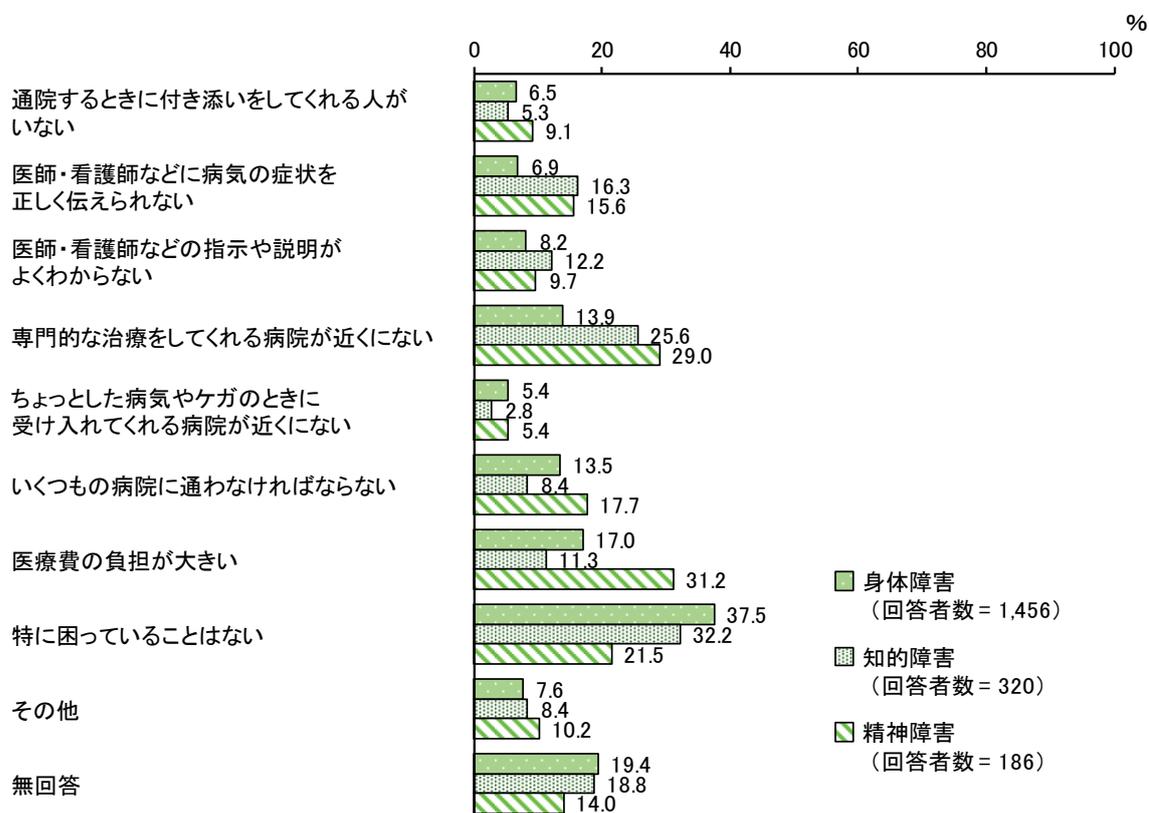
④ 障害のある人に対する理解を深めるために必要なこと

障害のある人に対する理解を深めるために必要なことについて、「障害や障害のある人に対する福祉についての関心や理解を深めるための啓発」「障害のある人が一般企業で働くことに対する理解の促進」「学校における福祉教育の充実」などの割合が高くなっています。



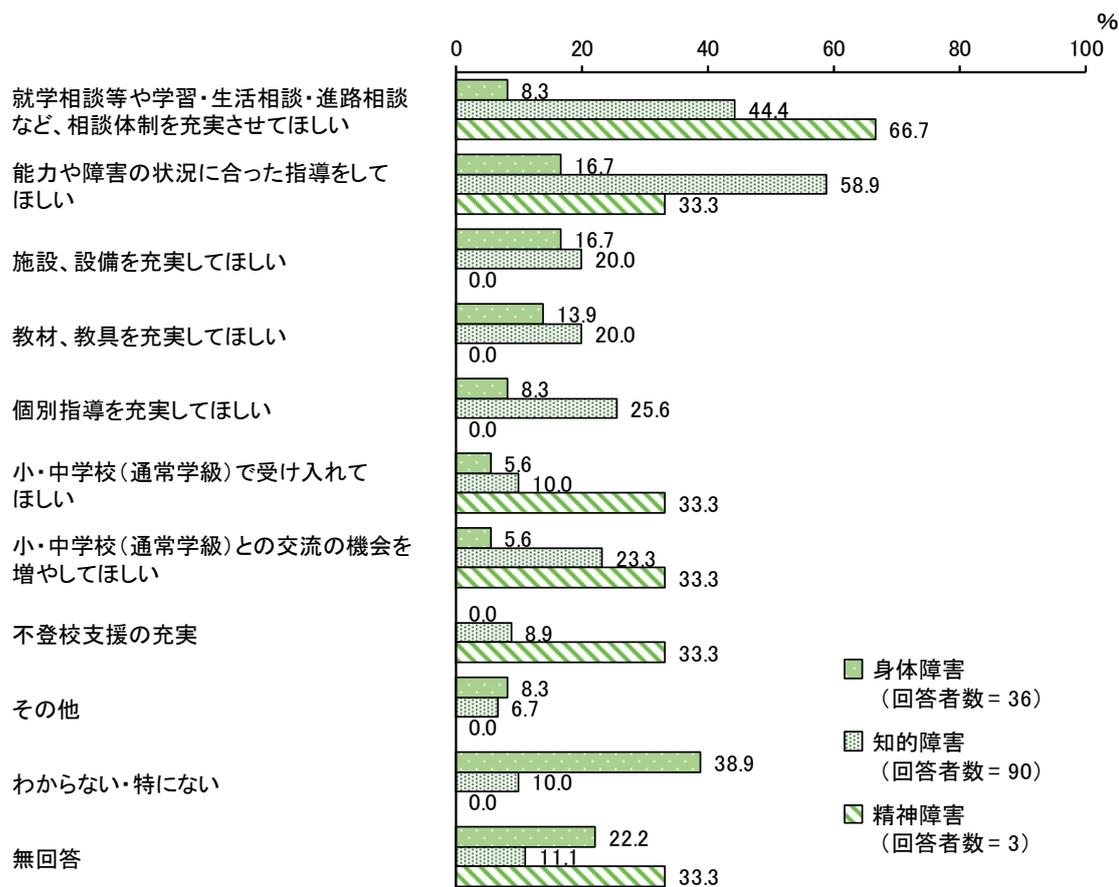
⑤ 医療を受ける上で困っていること

医療を受ける上で困っていることについて、「特に困っていることはない」の割合が高くなっているものの、「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」「医療費の負担が大きい」などの割合が高くなっています。



⑥ 学校等教育に望むこと

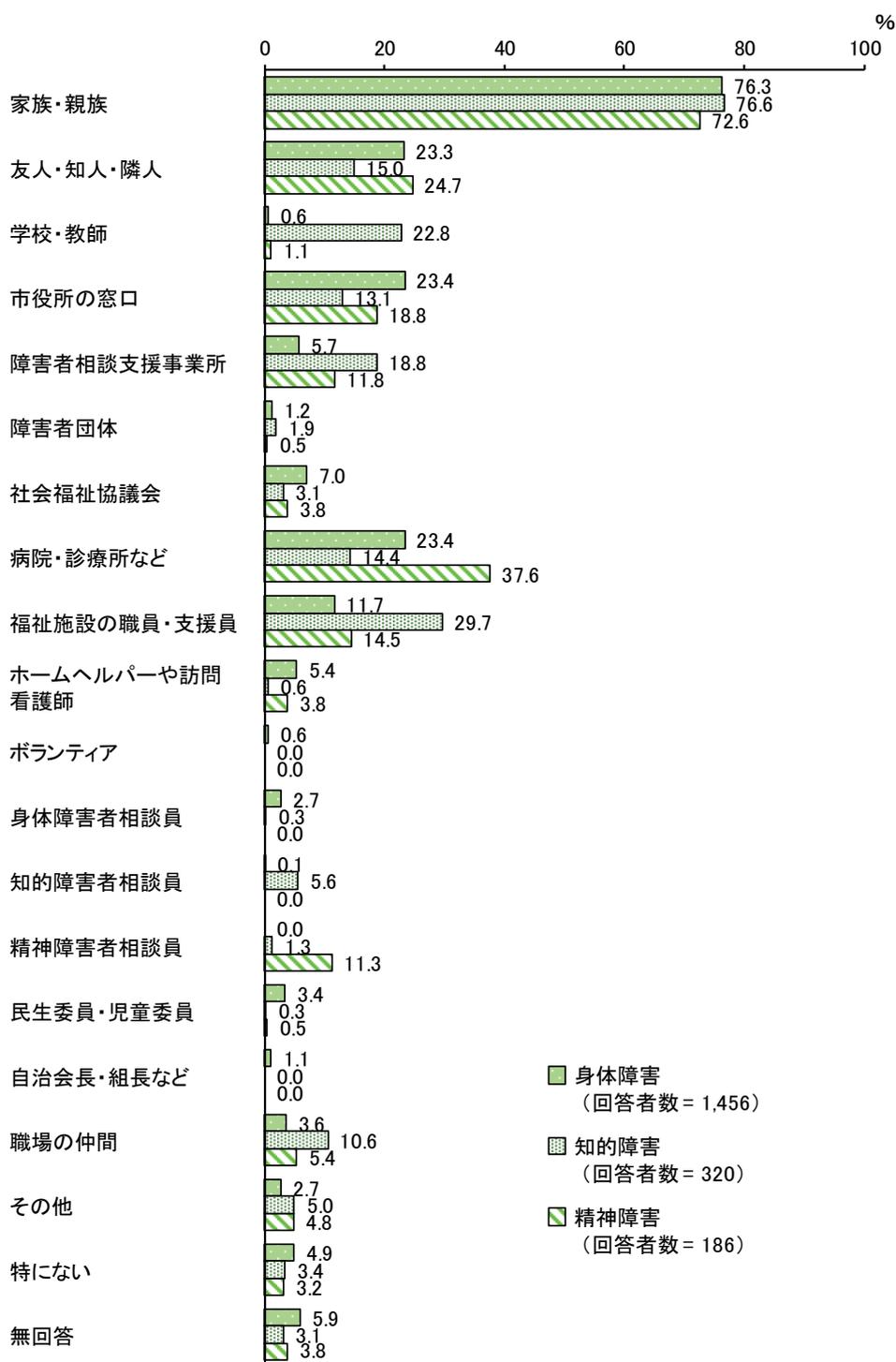
学校等教育に望むことについて、身体障害のある人では「能力や障害の状況に合った指導をしてほしい」「施設、設備を充実してほしい」、知的障害のある人では「就学相談等や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実させてほしい」「能力や障害の状況に合った指導をしてほしい」の割合が高くなっています。



※精神障害のある人の回答数は少数のため、コメントは控えております。

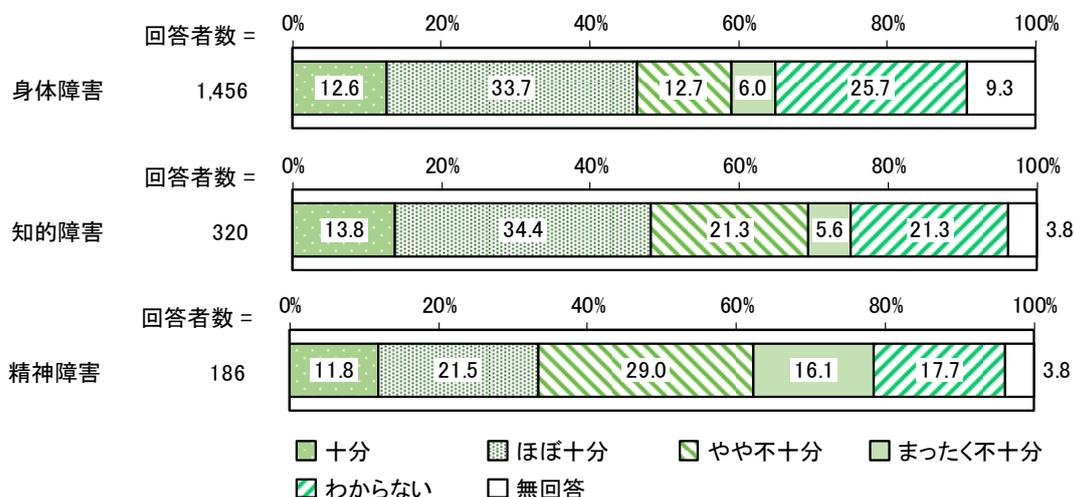
⑦ 困った時の主な相談先

困った時の主な相談先について、「家族・親族」の割合が最も高くなっています。次いで、身体障害のある人では、「市役所の窓口」「病院・診療所など」、知的障害のある人では、「福祉施設の職員・支援員」「学校・教師」、精神障害のある人では、「病院・診療所など」「友人・知人・隣人」の割合が高くなっています。



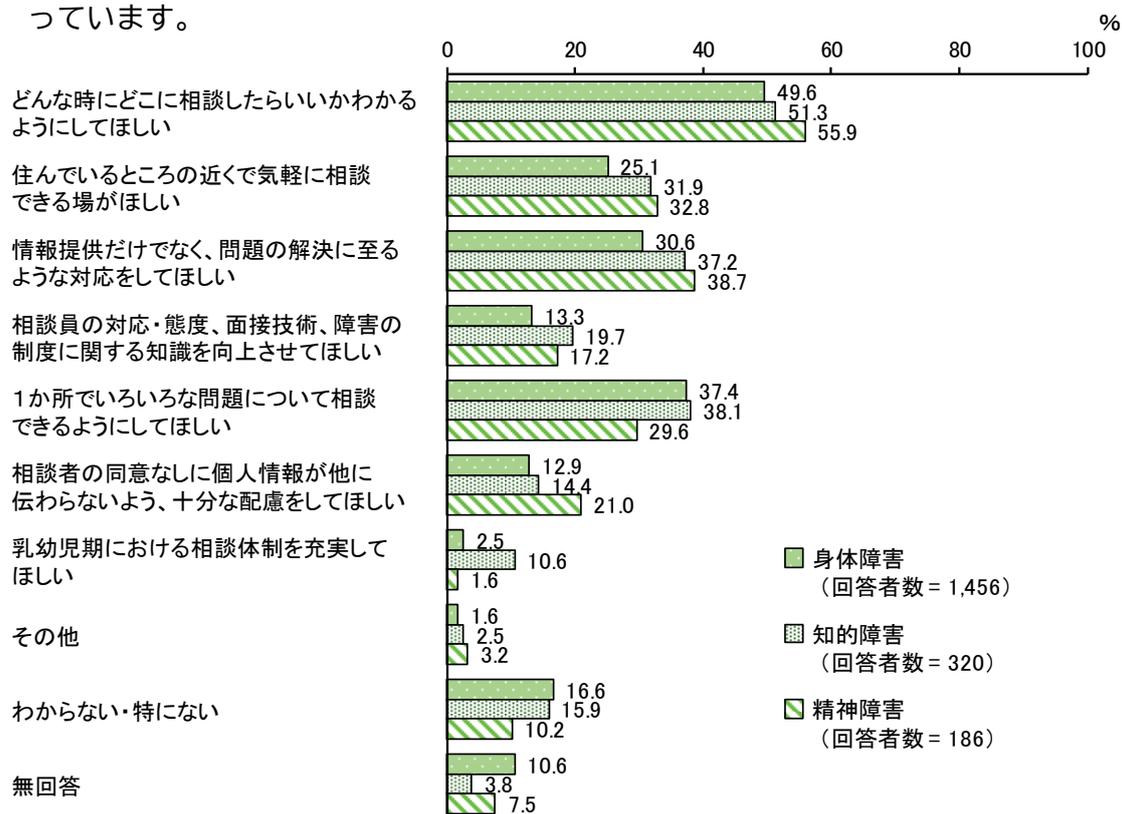
⑧ 困った時の相談体制について

困った時の相談体制について、「十分」と「ほぼ十分」をあわせた“十分”の割合が、身体障害のある人で46.3%、知的障害のある人で48.2%、精神障害のある人で33.3%となっています。



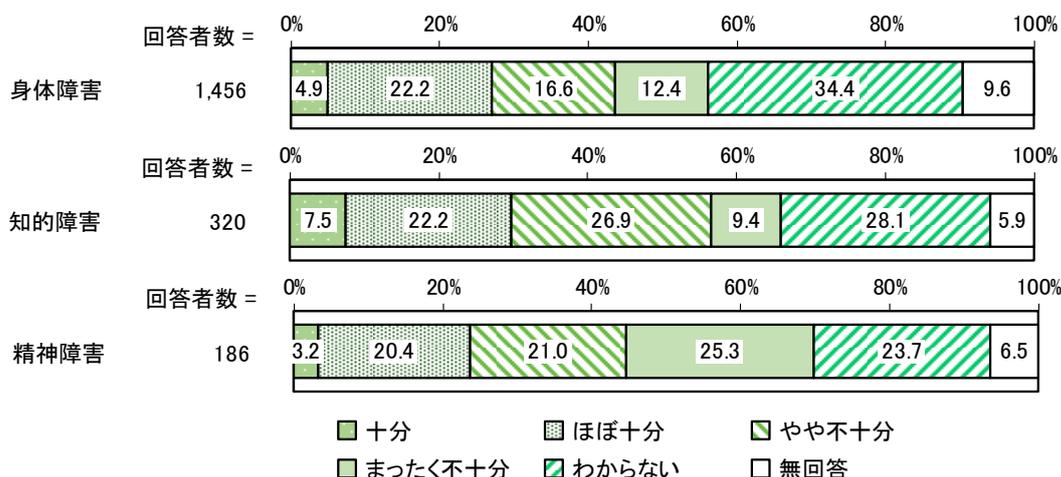
⑨ 希望する福祉や生活に関する相談体制

希望する福祉や生活に関する相談体制について、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」の割合が最も高く、「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」「住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい」の割合が高くなっています。



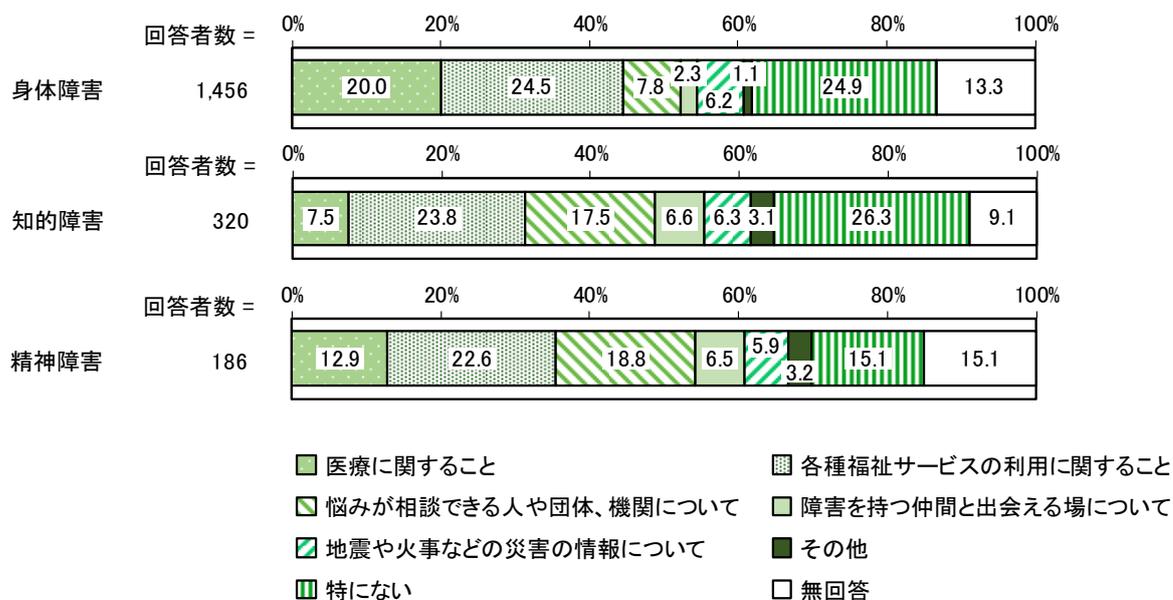
⑩ 障害者の福祉に関する情報の入手方法

障害者の福祉に関する情報の入手方法について、「十分」と「ほぼ十分」をあわせた“十分”の割合が、身体障害のある人で27.1%、知的障害のある人で29.7%、精神障害のある人で23.6%となっています。



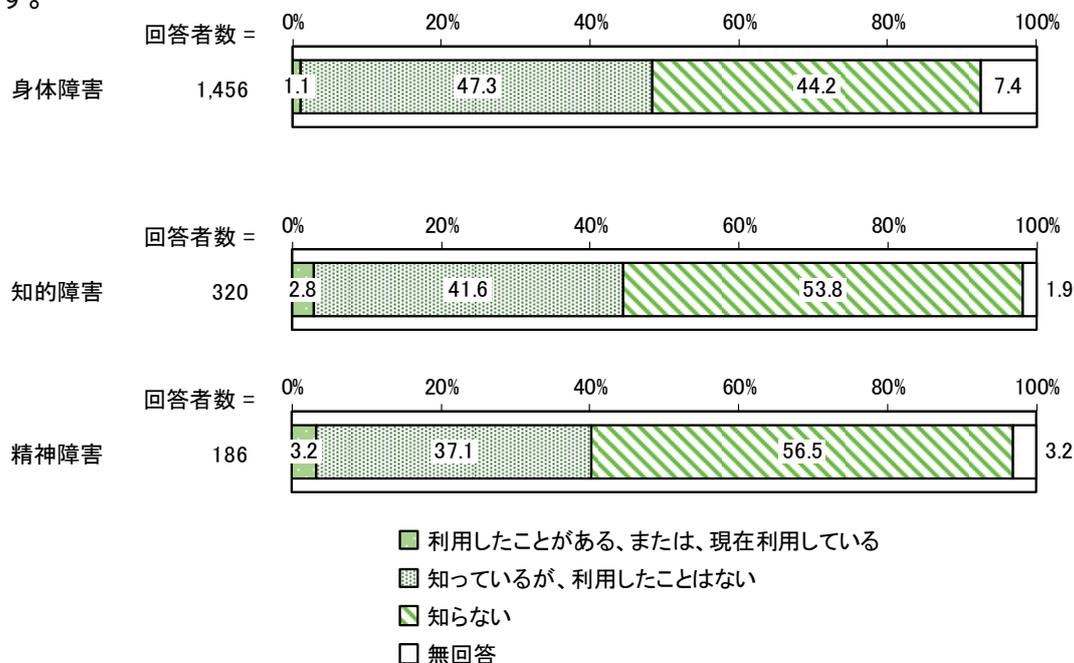
⑪ 知りたい情報

知りたい情報について、「特にない」を除き、「各種福祉サービスの利用に関すること」「悩みが相談できる人や団体、機関について」「医療に関すること」などの割合が高くなっています。

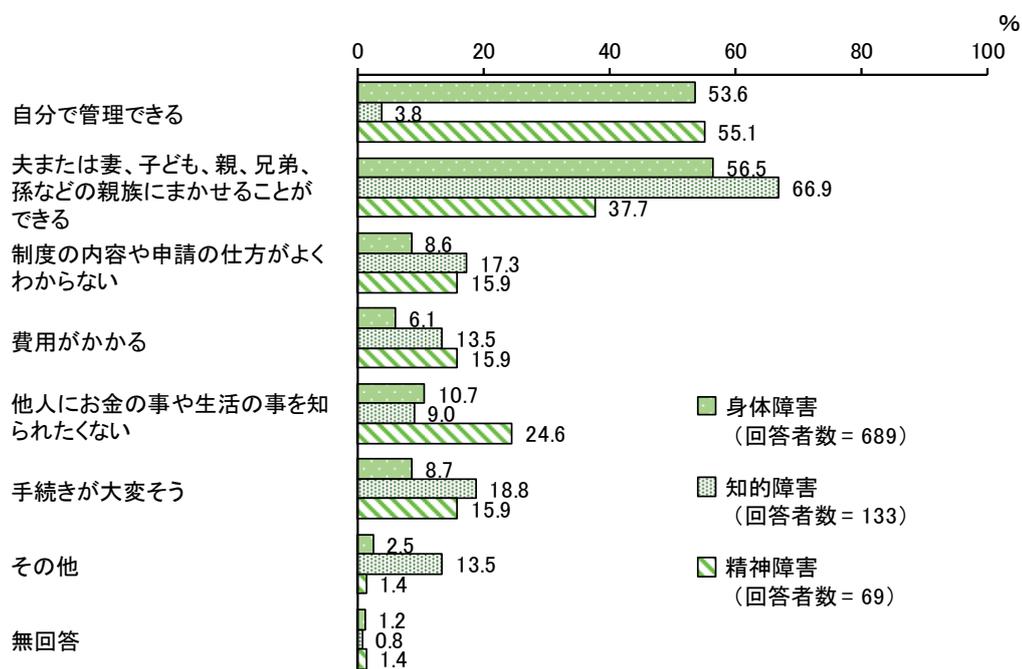


⑫ 「成年後見制度」について

「成年後見制度」について、「利用したことがある、または、現在利用している」「知っているが、利用したことはない」を合わせた“知っている”の割合は身体障害のある人で48.4%、知的障害のある人で44.4%、精神障害のある人で40.3%となっています。

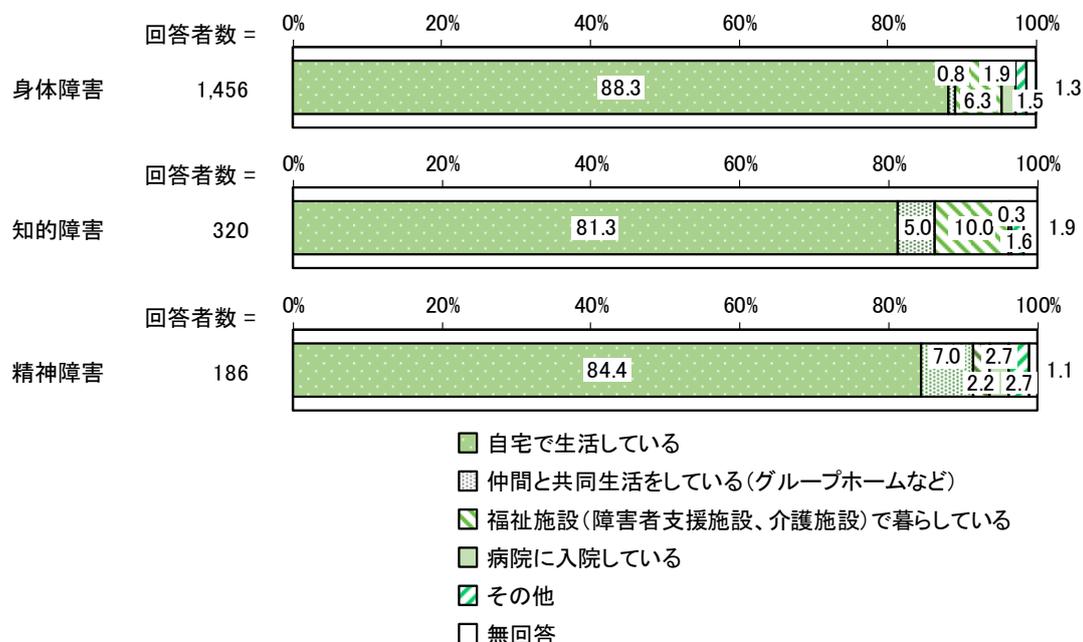


「成年後見制度」を利用しない理由について、「夫または妻、子ども、親、兄弟、孫などの親族にまかせることができる」の割合が高くなっています。身体障害のある人、精神障害のある人では「自分で管理できる」、知的障害のある人では「手続きが大変そう」「制度の内容や申請の仕方がよくわからない」の割合が高くなっています。

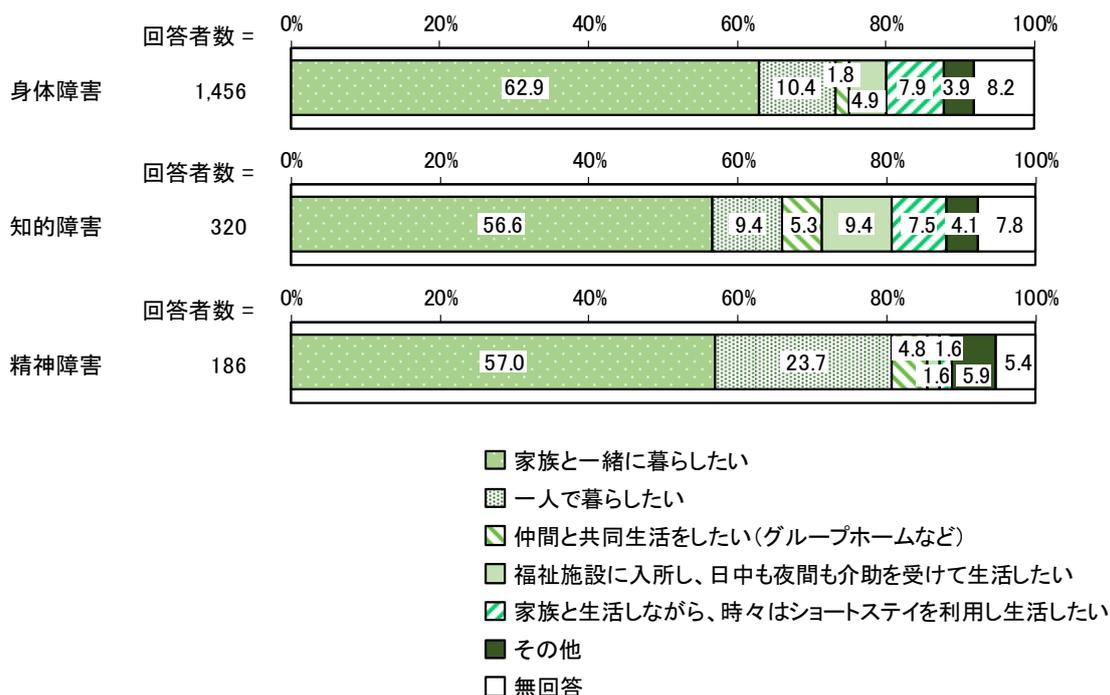


⑬ 現在の生活とこれからの生活について

現在、生活しているところについて、「自宅で生活している」の割合が、身体障害のある人で88.3%、知的障害のある人で81.3%、精神障害のある人で84.4%となっています。

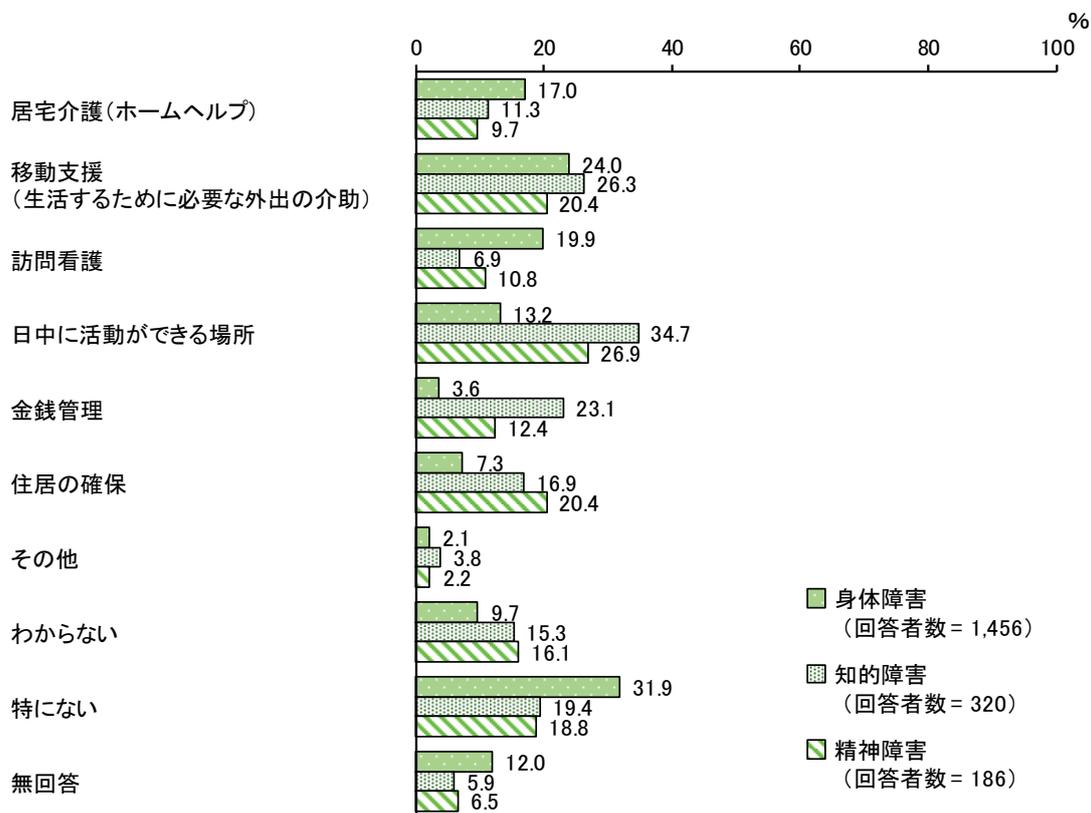


これからの生活について、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が、身体障害のある人で62.9%、知的障害のある人で56.6%、精神障害のある人で57.0%となっています。



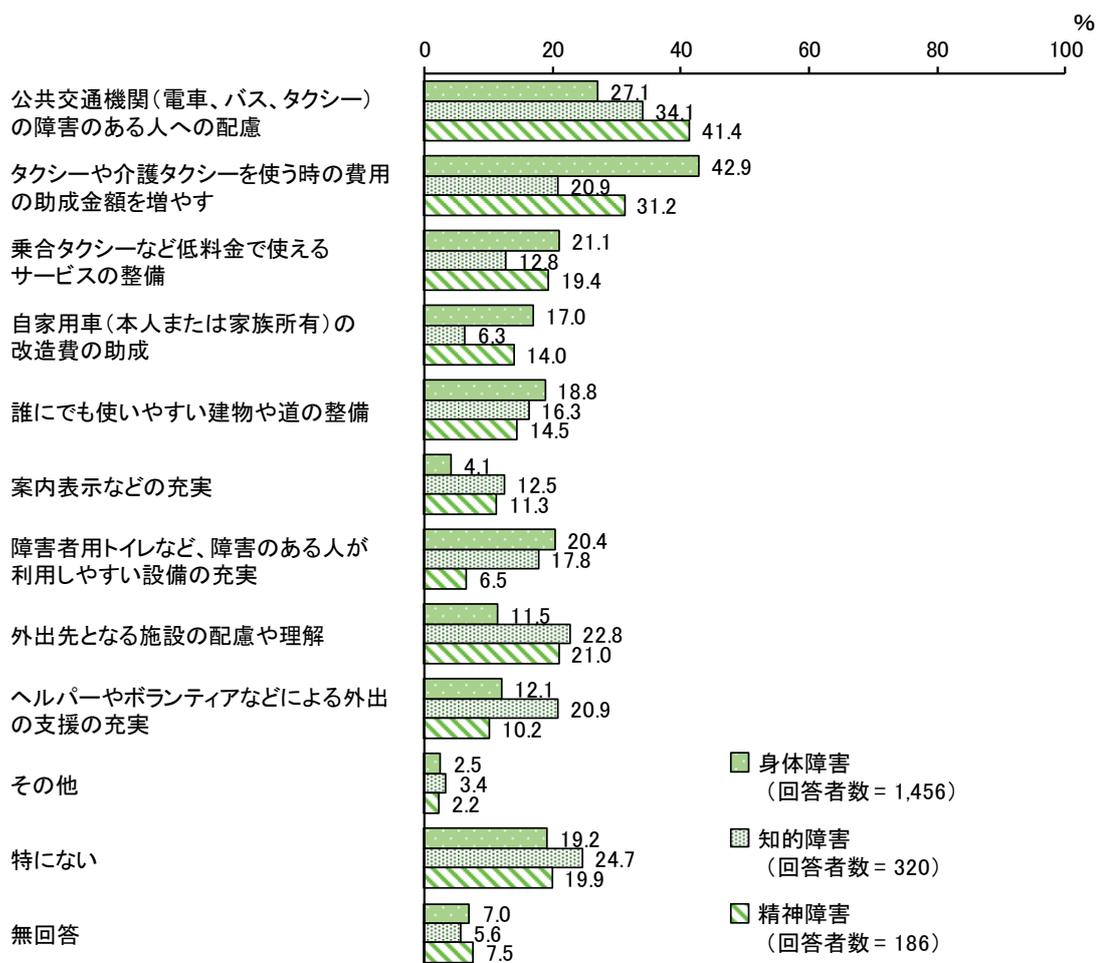
⑭ 地域で生活していくために必要な支援

地域で生活していくために必要な支援について、「特にない」を除き、「日中に活動ができる場所」「移動支援（生活するために必要な外出の介助）」の割合が高くなっています。



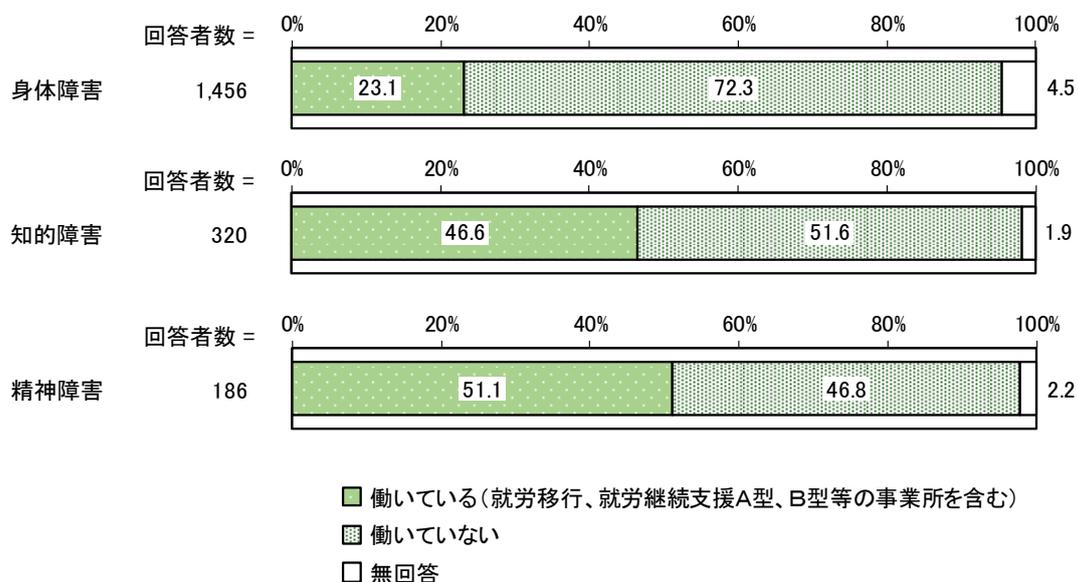
⑮ 外出をするためにこれから望むこと

外出をするためにこれから望むことについて、身体障害のある人では、「タクシーや介護タクシーを使う時の費用の助成金額を増やす」の割合が高く、知的障害のある人、精神障害のある人では、「公共交通機関（電車、バス、タクシー）の障害のある人への配慮」の割合が高くなっています。



⑩ 就労状況

就労状況について、「働いている（就労移行、就労継続支援A型、B型等の事業所を含む）」の割合が、身体障害のある人で23.1%、知的障害のある人で46.6%、精神障害のある人で51.1%となっています。



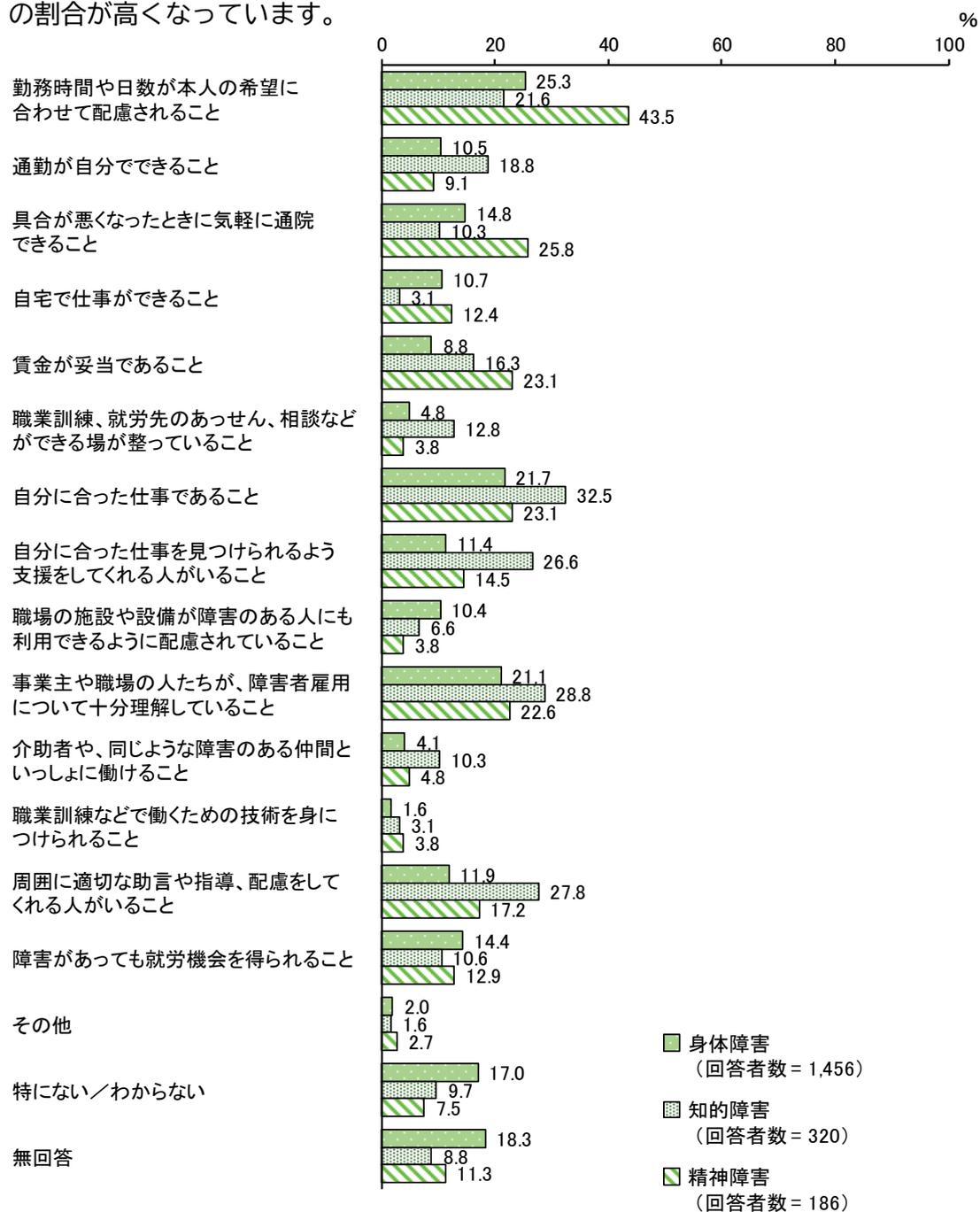
⑰ 仕事をしている上での不安や不満

仕事をしている上での不安や不満について、「特にない」を除き、「収入が少ない」「体力的に負担が大きい」「職場の人間関係にとけこめない」の割合が高くなっています。



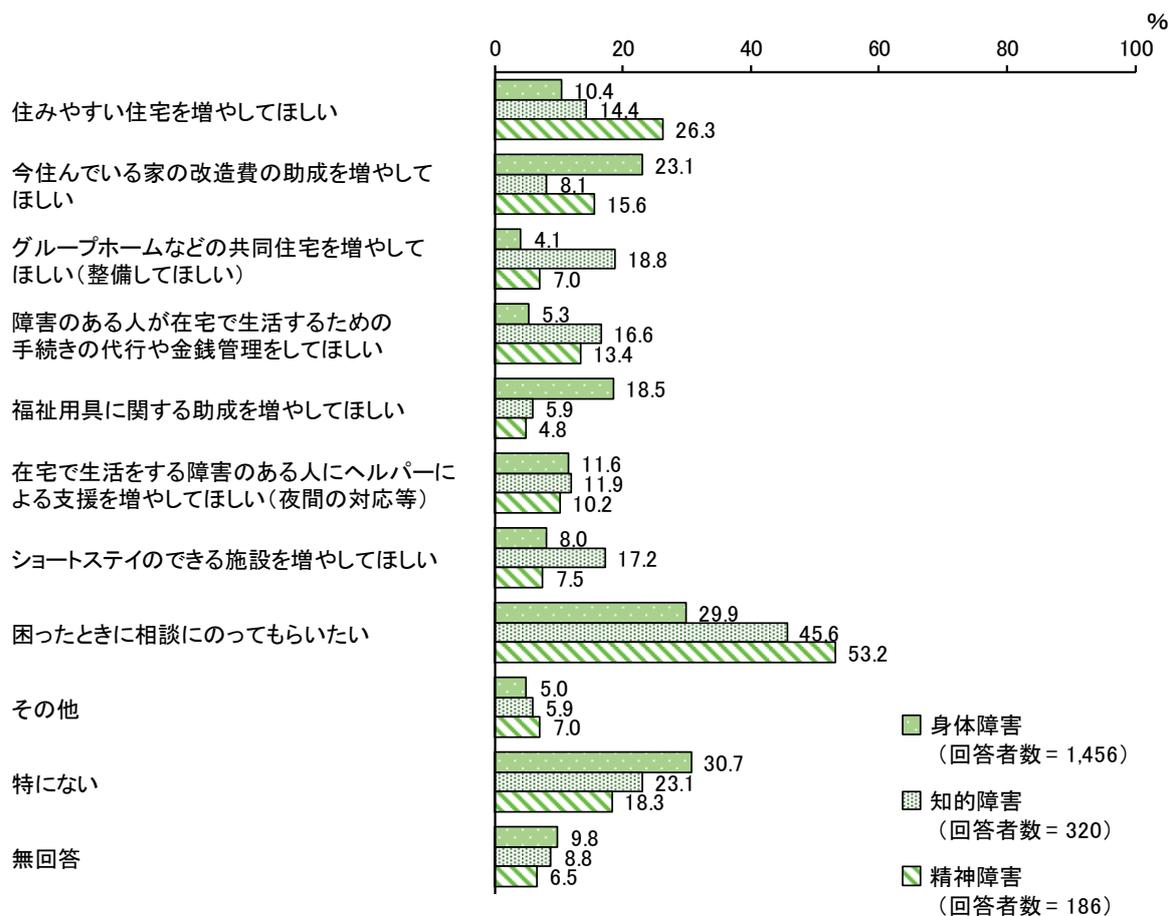
⑱ 障害のある人が働くために必要なこと

障害のある人が働くために必要なことについて、「勤務時間や日数が本人の希望に合わせて配慮されること」「自分に合った仕事であること」「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」の割合が高くなっています。知的障害のある人では「周囲に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること」、精神障害のある人では「具合が悪くなったときに気軽に通院できること」「賃金が妥当であること」の割合が高くなっています。



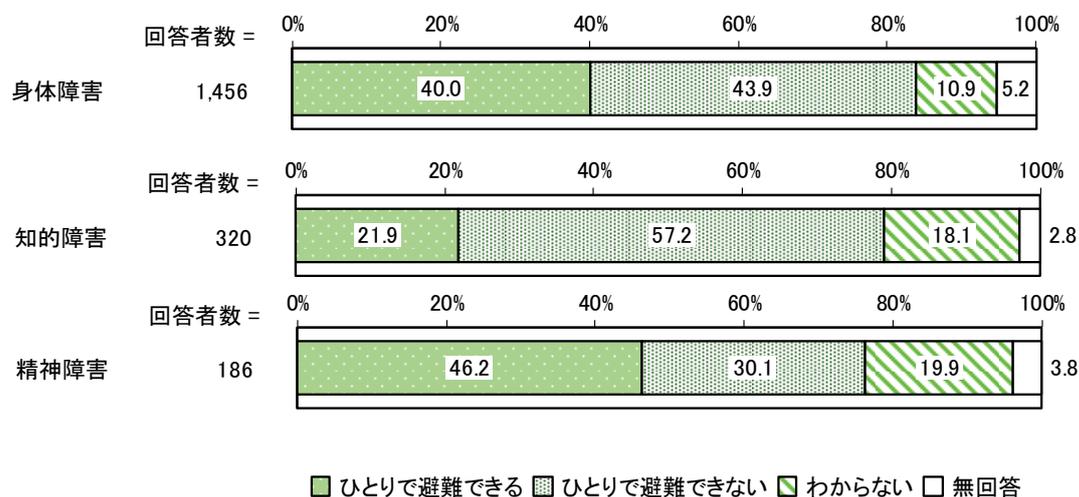
⑬ 現在の生活に対して望むこと

現在の生活に対して望むことについて、「困ったときに相談にのってもらいたい」の割合が高くなっています。身体障害のある人では「今住んでいる家の改造費の助成を増やしてほしい」、知的障害のある人では「グループホームなどの共同住宅を増やしてほしい（整備してほしい）」、精神障害のある人では「住みやすい住宅を増やしてほしい」の割合が高くなっています。

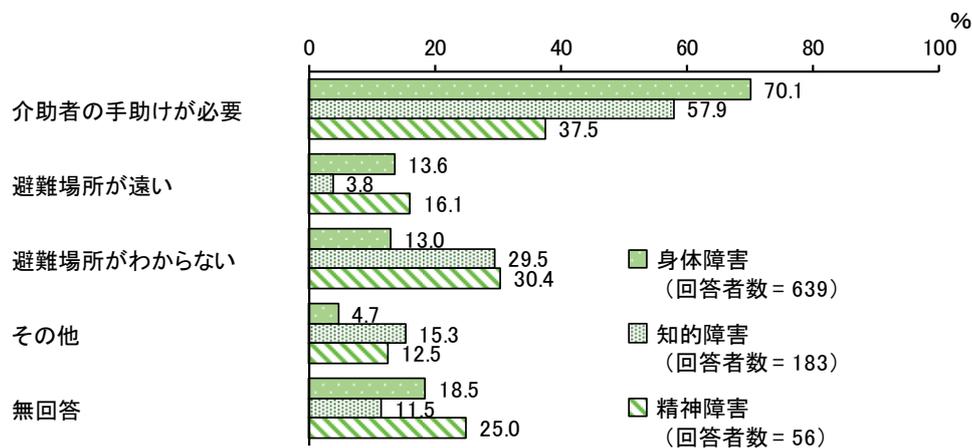


⑳ 災害が起きた場合の避難について

災害が起きた場合のひとりでの避難の可否について、「ひとりで避難できない」の割合は、身体障害のある人で43.9%、知的障害のある人で57.2%、精神障害のある人で30.1%となっています。

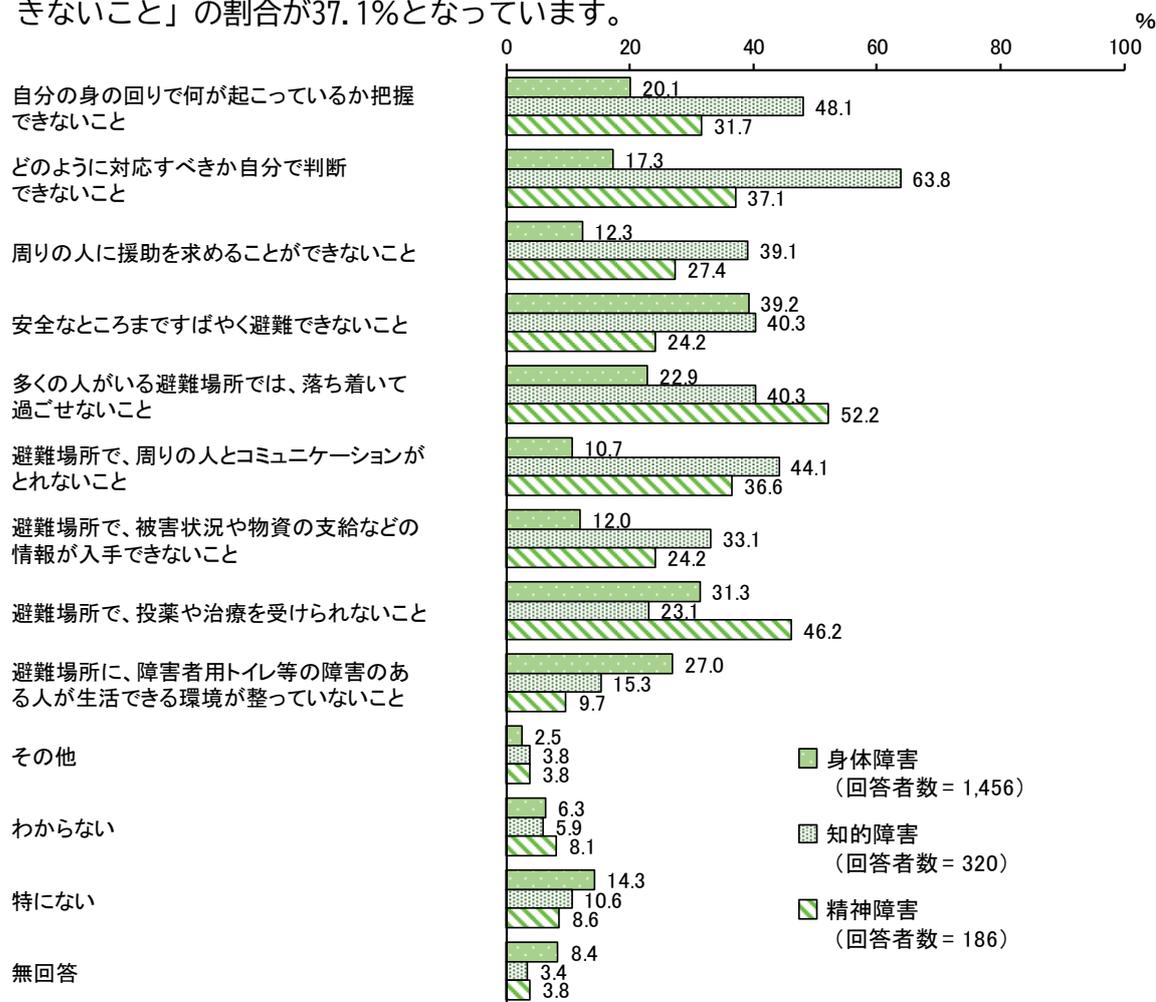


避難できない理由について、「介助者の手助けが必要」の割合が最も高く、身体障害のある人で70.1%、知的障害のある人で57.9%、精神障害のある人で37.5%となっています。



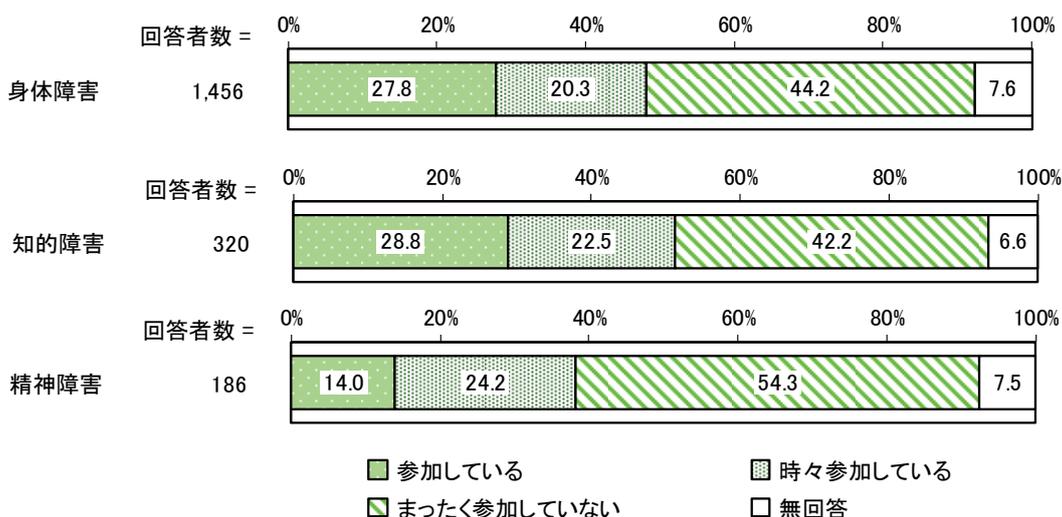
② 災害時に困ると思われること

災害時に困ると思われることについて、身体障害のある人では、「安全なところまですばやく避難できないこと」の割合が39.2%と最も高く、次いで「避難場所で、投薬や治療を受けられないこと」の割合が31.3%、「避難場所に、障害者用トイレ等の障害のある人が生活できる環境が整っていないこと」の割合が27.0%となっています。知的障害のある人では、「どのように対応すべきか自分で判断できないこと」の割合が63.8%と最も高く、次いで「自分の身の回りで何が起きているか把握できないこと」の割合が48.1%、「避難場所で、周りの人とコミュニケーションがとれないこと」の割合が44.1%となっています。精神障害のある人では、「多くの人がいる避難場所では、落ち着いて過ごせないこと」の割合が52.2%と最も高く、次いで「避難場所で、投薬や治療を受けられないこと」の割合が46.2%、「どのように対応すべきか自分で判断できないこと」の割合が37.1%となっています。



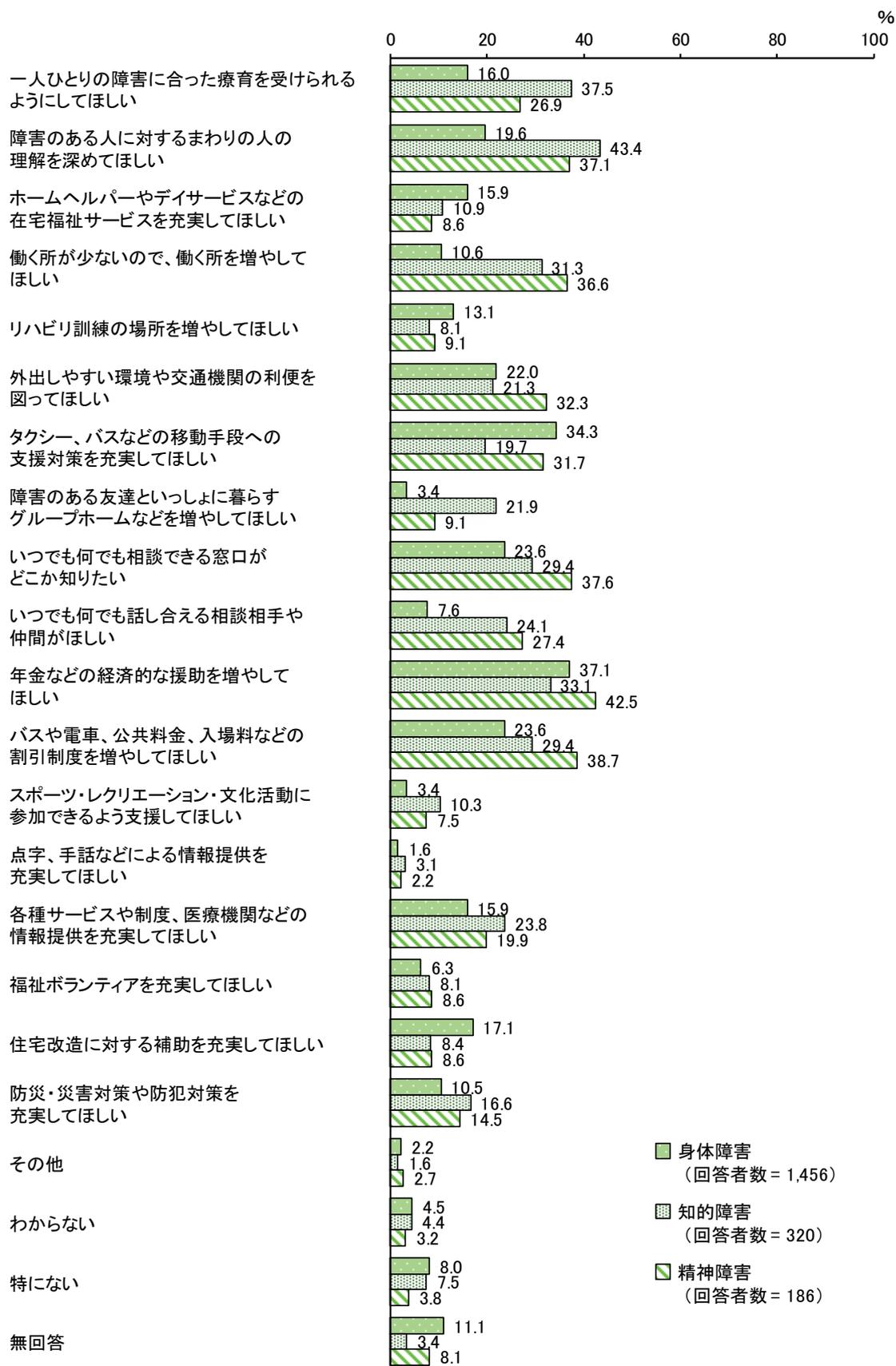
② 地域の避難訓練への参加状況

お住まいの地域の避難訓練への参加状況について、「参加している」の割合は、身体障害のある人で27.8%、知的障害のある人で28.8%、精神障害のある人で14.0%となっています。



③ 市の福祉施策で今後特に力を入れてもらいたいこと

市の福祉施策で今後特に力を入れてもらいたいことについて、身体障害のある人では、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」の割合が37.1%と最も高く、次いで「タクシー、バスなどの移動手段への支援対策を充実してほしい」の割合が34.3%、「いつでも何でも相談できる窓口がどこか知りたい」「バスや電車、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい」の割合が23.6%となっています。知的障害のある人では、「障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」の割合が43.4%と最も高く、次いで「一人ひとりの障害に合った療育を受けられるようにしてほしい」の割合が37.5%、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」の割合が33.1%となっています。精神障害のある人では、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」の割合が42.5%と最も高く、次いで「バスや電車、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい」の割合が38.7%、「いつでも何でも相談できる窓口がどこか知りたい」の割合が37.6%となっています。



3 事業所ヒアリング調査結果の概要

(1) 調査概要

① 調査目的

本計画策定に当たり、サービス提供事業所における問題や課題、取り組み状況等を把握する調査を実施しました。

② 調査方法等

- ア 調査対象 : 市内の障害福祉サービス提供事業所
- イ 調査手法 : 郵送配布・郵送回収
- ウ 調査期間 : 令和4年6月16日～令和4年6月30日
- エ 有効回答数 : 20事業所 (配布数 31事業所、回収率64.5%)

③ 調査内容

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ア 事業概要 | カ 現在のサービス提供における問題点等 |
| イ 障害のある人に対する理解について | キ 今後の事業計画について |
| ウ 他組織等との協力・連携について | ク 防災対策について |
| エ 感染症対策について | ケ 虐待防止対策について |
| オ 障害者計画について | |

(2) 主な調査結果

① 現在のサービス提供における問題点等

- ア 強度行動障害を持つ方の利用希望が多い一方で、受け入れが進んでいない。
- イ 利用日数の調整が保護者に任されているため、事業所が把握しきれない。
- ウ 入浴サービスを提供しているが、加算がないため、事業所負担が大きい。
- エ コロナ対策で、マスクをすることができない利用者への対応が必要である。

② 障害のある人に対する理解について

1) 障害のある人に対する理解に関する地域住民や企業等の関係機関の現状や問題点

- ア コロナ禍により地域のイベント等が中止になり、ふれあう機会は減少しているが、地域の人と交流する機会が持てるとよい。
- イ 施設で利用者の方がつくっている製品を学校や企業・病院等で販売、また見学者の皆様にも販売させて頂く機会があり、活動の様子などPRできている。
- ウ 障害者の施設がどこにあり、どのような活動、生活をしているか施設側としても積極的に発信していく必要がある。

2) 地域において障害に対する理解を深めたり、障害のある人との交流をしたりするために必要なこと

- ア 施設のイベントや行事に地域の方に参加してもらうことが必要である。
- イ 地域のイベント、夏祭りの出店や奉仕活動、防災訓練などへの参加が必要である。
- ウ 作業所での体験型の見学会の実施などが必要である。
- エ 普段のあいさつやつき合いが大事である。

③ 今後の事業計画について

1) 職員定着・育成のための今後の取り組み

- ア 新人職員の研修が重要である。
- イ 介護職を希望する人は、女性、特に子育て世代が多いため、子どもの行事等を優先できる体制づくりを進めたい。

2) 障害者の地域移行や地域生活を支援するための今後の取り組みや事業展開

- ア 近隣市町の事業所との情報交換や交流、施設見学を考えている。
- イ グループホームからの受け入れを実施している。
- ウ 受け入れ企業があれば、希望する利用者には就労（就職）できるよう努めている。
- エ 高齢者も増えているので今後グループホームの必要性を感じている。

3) 新たなサービス・事業等を実施する上で必要なこと・課題

- ア 質の高い人材の確保及び研修の実施が必要である。
- イ 医療的ケアを必要とする利用者の問い合わせが多いが、医療機関との連携が構築できておらず、対応が困難である。
- ウ 希望するサービスに対して前向きに考えているが、実際事業を立ち上げて利用者がいないことがある。

④ 他組織等との協力・連携について

- ア これまで通り、行政と施設との情報共有が必要である。
- イ 職業安定所（ハローワーク）と、福祉的就労（障害者雇用）の情報を共有し、利用者の就労につなげていくことが必要である。
- ウ 行政、自立支援協議会と連携し、在宅の精神障害者受け入れと、受け入れ後の継続利用の働きかけを行っていきたい。

⑤ 防災対策について

- ア 防災部を中心として、月一回の訓練と消火訓練、AEDの使い方、浄水機の使い方、炊き出し訓練などを実施している。
- イ 食料は5日分（3食）、水などを備蓄している。
- ウ 火災以外に、地震、風水害等を想定した訓練や職員の招集訓練など、職員が対処できるようになることを意識した訓練を行っている。

エ 併設しているグループホームと連携して地震や火災時の合同避難訓練、合同消火訓練、消防署への通報訓練を定期的実施している。

⑥ 感染症対策について

ア 感染対策として、現在、職員はマスク、接触のある支援時はできる範囲で手袋、まめな消毒、換気、大勢で集まる機会を極力つくらないようにしている。

イ 出勤時の検温など基本的な対策をしている。

ウ 感染症対策委員会を整備し、様々な感染症に対しての予防支援、研修、備蓄等を行っている。

⑦ 虐待防止対策について

ア 虐待防止委員を中心に施設内の研修を行っている。

イ 虐待に関するアンケートを定期的に行い、虐待防止に努めている。

ウ 虐待防止権利擁護委員会を毎月行っている。

エ 啓発のキャンペーンを行っている。

⑧ 障害者計画について

ア 市内に医療的ケアの受け入れができるショートステイやグループホームが必要である。

イ 親亡き後を見据えた、障害のある子どもへの支援が必要である。

ウ 障害のある人の就労に向けて、ジョブコーチを充実させて、働く意欲のある人の就労が進むよう、障害者就業・生活支援センター（なかぼつ）や職業センターと連携してほしい。

エ 障害のある子どもを持つ親が気軽に相談できるサービスの充実が必要である。

オ 記念品等に自主製品等を利用して頂く事により多くの人に知って欲しい。

カ 移動手段の確保、それにかわる手段や介護タクシー等の割引が必要である。

4 アンケート結果等からみえる課題

ここでは、前回計画である第5次御殿場市障害者計画の基本目標ごとに、アンケート調査結果等を踏まえて、課題を整理しました。

基本目標Ⅰ 理解と交流と社会参加の促進

アンケート調査結果からみると、障害のある人に対する市民の理解は、十分とは言えない状況です。また、日常生活や地域で、差別を受けたり、いやな思いをした経験をした人もいます。障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、市民に対して、障害に対する理解を深めるための広報・啓発及び福祉教育を充実することや交流機会の促進が求められます。

さらに、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境づくりが必要です。

基本目標Ⅱ 健康の維持・増進

障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。また、医療を受ける上で困っていることについて、「医療費の負担が大きい」「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」「いくつもの病院に通わなければならない」などの意見が上位に挙がっています。そのため、生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりが必要です。

基本目標Ⅲ 教育・療育の充実

子どもの障害には、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期治療が必要となります。

また、学校等教育に望むことについては、「能力や障害の状況に合った指導をしてほしい」「就学相談等や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実させてほしい」などの意見が上位に挙がっています。そのため、共生社会の実現に向けて、全ての子ども一人ひとりの発達程度、障害の状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた療育・教育や多様な学びの場の充実が必要です。

基本目標Ⅳ 相談体制・障害福祉サービスの充実

希望する福祉や生活に関する相談体制について、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」などの意見が上位に挙がっています。

障害のあるすべての人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障害のある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごとなどを身近に相談できるよう支援していくことが必要です。

基本目標Ⅴ 就労支援と生活の安定

障害のある人が働くために必要なことについて、「勤務時間や日数が本人の希望に合わせて配慮されること」「自分に合った仕事であること」「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」などの意見が挙がっています。

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、就労の場の確保や就労後のフォローなど、就労を支援する体制づくりが必要です。

また、安定した社会生活を送り続けるための居住支援が必要です。

基本目標Ⅵ 快適で安心できるまちづくり

災害時に困ると思われることについて、身体障害のある人で「安全なところまですばやく避難できないこと」、知的障害のある人で「どのように対応すべきか自分で判断できないこと」、精神障害のある人で「多くの人がいる避難場所では、落ち着いて過ごせないこと」などの意見が上位に挙げられおり、障害に応じて、災害発生時の対応や避難時の懸念緩和に向けた取組が必要です。

また、消費者トラブルを未然に防ぐための消費者教育や地域での見守り体制の強化が求められます。さらに、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくため、既存施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めることが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画においては、障害のあるなしに関わらず、すべての市民が共に生き、共に暮らし、共に支え合う、「共に生きる福祉のまちづくり」を目指し、障害のある人もない人も、共に暮らし、共に活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」、ライフステージの全ての段階において、持てる能力を最大限に発揮してその人らしく生活できることを目指す「リハビリテーション」、さらに、障害のある人自身が、生活のあらゆる場面において、自己選択、自己決定を実現できるよう、自らが持つ能力を高めることができる「エンパワメント」の考え方を基本理念とします。

【基本理念】

共に生きる福祉のまちづくり

2 基本方針と目標

本計画は、障害のある人が、自ら選択し決定することを尊重するという理念のもとに、住み慣れたまちで、基本的な人権を尊重し、その人らしく自立した生活を送ることを目指します。また、国・県の障害者計画や市の総合計画、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画などと整合性を図るとともに、行政、事業者、市民が三位一体となって施策を推進します。そして、本計画の基本理念を遂行するために、6つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 理解と交流と社会参加の促進

障害のある人とない人が共に理解し、支え合い、市民が共に同じ地域に暮らしていることを実感することができる共生社会を実現するため、広報・啓発活動や福祉教育を通して障害に対する理解を促進し、交流を活発にしていきます。

これらの活動により、障害を理由とする差別の解消に継続的に努めていきます。

【活動計画（中項目）】

- 1 障害のある人に対する理解の促進
- 2 地域での福祉活動の推進
- 3 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 4 関係団体の育成



基本目標Ⅱ 健康の維持・増進

障害の原因になる疾病などの予防と早期発見・早期治療は、健やかな暮らしを支える根幹となります。関係機関と密接に連携をとりながら、障害のある人の心身の健康の維持、増進、回復に繋がるよう、ライフステージや心身の状況に応じた支援体制の充実を図っていきます。

【活動計画（中項目）】

- 1 障害の原因となる疾病の予防と早期支援の充実
- 2 保健・医療サービスの充実



基本目標Ⅲ 教育・療育の充実

障害のある人が、身近な地域で継続して障害特性に応じた専門的な支援を受けることができるよう、支援体制の拡充、整備に努めていきます。

また、保健・医療・福祉・子育て・教育等の関係機関等の連携を強化し、ライフステージで途切れることのない一貫した支援の実現を目指します。

【活動計画（中項目）】

- 1 身近な地域での療育の充実
- 2 学校教育の充実



基本目標Ⅳ 相談体制・障害福祉サービスの充実

障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送り、社会活動に参加できるよう、一人ひとりに合ったサービスの充実を進めていきます。

また、相談体制の充実を図ることにより、様々な情報提供を行い、あわせて権利擁護を推進していきます。

【活動計画（中項目）】

- 1 相談・情報提供体制の充実
- 2 虐待防止・権利擁護体制の充実
- 3 在宅サービスの充実
- 4 移動とコミュニケーション支援の充実



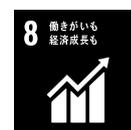
基本目標Ⅴ 就労支援と生活の安定

就労は、障害のある人が地域で安定した生活を送るためには必要なことであり、就労に当たって支援を必要とする場合に、適切な支援ができるよう、関係機関で連携に努めます。

あわせて、安心して生活できる居住場所の確保を図っていきます。

【活動計画（中項目）】

- 1 雇用・就労施策の推進
- 2 居住場所の確保



基本目標Ⅵ 快適で安心できるまちづくり

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害特性に配慮した防災体制の見直しを図ります。

あわせて、福祉施設や地域の防犯体制の強化を推進していきます。

また、地域の中で快適な生活を送ることができるよう住環境の整備・改善や道路、交通、公共施設などのバリアフリー化について、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方のもと、引き続き整備を進めていきます。

【活動計画（中項目）】

- 1 災害対策の充実
- 2 安全・安心なまちづくりの推進
- 3 歩行空間・建築物、交通機関のユニバーサルデザインの推進とバリアフリー化

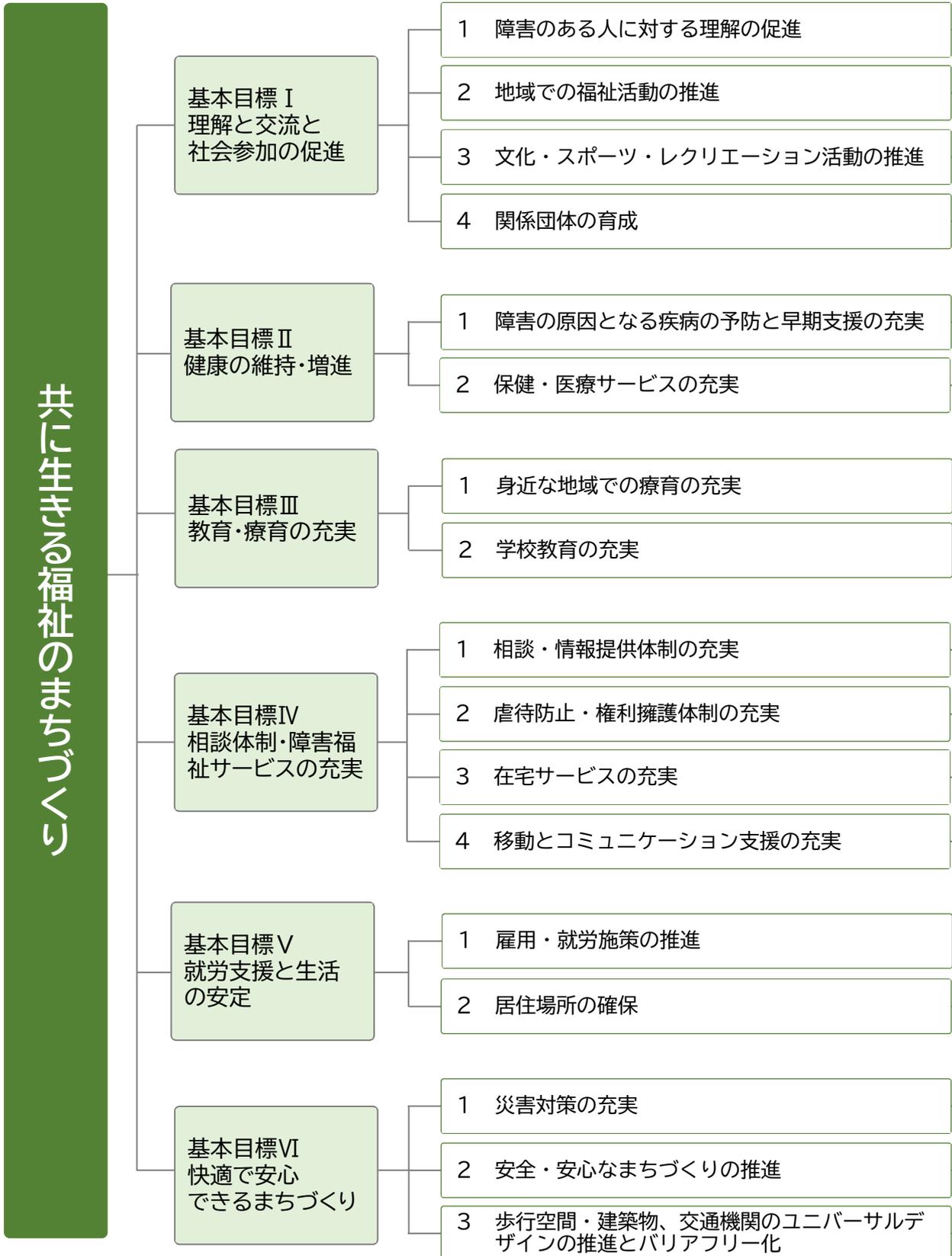


3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[活動計画（中項目）]



[活動計画（小項目）]

① 啓発活動の推進 ② 学校での福祉教育の推進 ③ 差別の解消

① 地域福祉計画の推進 ② 障害のある人の要望に応えるボランティア活動の支援
③ ボランティア活動の推進

① 障害のある人が参加しやすい環境の整備 ② 障害のある人が参加しやすい活動の推進
③ 障害者スポーツの振興 ④ 生涯を通じた多様な学習活動の充実

① 当事者団体や支援団体活動への参加促進
② 当事者団体や支援団体への活動支援

① 障害の原因となる疾病の予防対策の推進 ② 早期発見・早期対応の充実

① 医療、保健、福祉関係施設などでのリハビリテーション体制の充実
② 障害のある人に対する医療の充実 ③ 精神保健・医療の適切な提供
④ 難病患者に対する支援の充実

① 保育施設などでの個々の発達に応じた支援の充実 ② 療育支援体制の充実

① 障害のある児童・生徒の教育環境の充実 ② 特別支援教育体制の充実
③ 切れ目ない支援体制の充実

① 障害のある人の包括的・重層的な相談支援体制の充実 ② 各種制度の周知及び利用促進
③ 各種情報提供体制の充実

① 虐待防止施策の推進 ② 権利擁護施策の推進

① 居宅介護サービスなどの充実 ② 日中活動系サービスの充実

① 移動に関する支援の充実 ② 手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業の充実
③ 朗読サービス事業の継続 ④ デジタル技術を活用した情報提供の推進

① 障害者雇用の促進 ② 一般就労への移行と定着の支援
③ 就労継続支援事業など福祉的就労の支援

① 既存の住宅への改造費の助成 ② 市営住宅の提供体制の維持
③ グループホーム等の充実

① 防災訓練への参加促進 ② 災害時における要配慮者への支援体制の整備
③ 避難行動要支援者にも配慮した計画・マニュアルの作成

① 消費者被害防止のための消費者教育の推進 ② 地域での見守り体制の強化
③ 交通安全教育、啓発の推進

① ユニバーサルデザインの推進 ② 歩行空間、建築物のバリアフリー化の推進
③ 公共交通機関等のバリアフリー化の推進

第4章 施策の展開



施策の展開

基本目標Ⅰ 理解と交流と社会参加の促進

(1) 障害のある人に対する理解の促進

【現状と課題】

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障害のある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。

アンケート調査結果からみると、障害のある人に対する市民の理解について、「かなり深まっていると思う」と「ある程度深まっていると思う」をあわせた“深まっていると思う”の割合は、身体障害のある人で25.7%、知的障害のある人で16.6%、精神障害のある人で15.6%となっており、まだ理解は十分とは言えません。

また、日常生活や地域で、差別を受けたり、いやな思いをした経験について、「よくある」と「時々ある」を合わせた“ある”の割合が身体障害のある人で、15.5%、知的障害のある人で30.7%、精神障害のある人で36.5%となっており、その場面については、「お店（小売店、飲食店、銀行など）で」「電車・バスなどの交通機関で」「職場で」「学校で」「医療機関で」など様々です。

本市ではコロナ禍において、インターネット動画等による啓発活動を行いました。引き続き、事業者を含め、障害者差別解消法の一層の浸透とともに、差別や偏見の解消に向けた市民の障害や障害者への理解促進が必要です。

【施策の方向】

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、広報紙やインターネットなど様々な媒体を活用し、障害のある人に対する理解を深め、正しい知識の普及と啓発を行うとともに、幼児教育や義務教育など学校での福祉教育を継続します。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮を引き続き実施するとともに、市民に対して正しい知識の普及に努めます。

① 啓発活動の推進

取組内容
市内の障害者施設、自立支援協議会と連携し、障害者週間（12月3～9日）に、外部の講師を招いた基調講演を行うなど、啓発事業を継続します。
市役所及び市民交流センター内に市内福祉施設の製品等の展示、販売スペースを設けるなど、市民に対する障害者福祉に関する啓発を引き続き行います。
市役所、病院、福祉施設だけでなく公共交通機関や街なかの施設においてポスター等を掲示し、障害者マークを広く周知・啓発することにより、障害のある人への理解を促進します。
精神障害のある人や精神障害について理解を深めるため、市民を対象に、県健康福祉センター、社会福祉施設、医療機関などの協力を得て、精神障害に関する啓発活動を推進します。
社協だより、ボランティア連絡協議会発行の機関紙、ラジオ等のメディアを活用し、市民へよりわかりやすい方法で啓発活動を推進します。また、御殿場市ふれあい広場のような、市民が交流できる機会を引き続き提供します。

② 学校での福祉教育の推進

取組内容
市の特別支援教育研修会などの研修会を通して、教職員自身が障害に対する正しい知識を深め、学校生活における指導、支援に活かしていきます。
市内の小・中・高・特別支援学校において、福祉体験等を計画的に行っています。今後も、共生社会の実現を目指し、学齢期からの福祉教育を継続して推進します。
普段から特別支援学級の子どもと触れ合うことで、理解や思いやりの心を育みます。
学校や地域の状況に応じて、特別支援学校との交流及び共同学習などを実施します。
保健体育や学級活動などで、心の健康についても普及・啓発を継続します。



③ 差別の解消

取組内容
障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の遵守に努めます。
他人からは分かりにくい障害や病気について、理解をより一層深める必要があることから、啓発活動の内容について検討していきます。
市民に対し障害のある人への差別の解消や合理的配慮について、情報発信を継続的に行っていきます。
県の障害者差別解消相談窓口と連携し、市でも相談窓口の充実に努めます。
庁内関係各課と連携し民間企業等に障害者雇用や合理的配慮についての周知を図っていきます。

(2) 地域での福祉活動の推進

【現状と課題】

アンケート調査結果からみると、障害のある人に対する理解を深めるために必要なこととして、「障害や障害のある人に対する福祉についての関心や理解を深めるための啓発」「障害のある人が一般企業で働くことに対する理解の促進」などの意見が上位に挙がっています。また、「障害のある人に対してのボランティア活動、ボランティア人材育成への支援」については、身体障害のある人で19.6%、知的障害のある人で19.4%、精神障害のある人で16.7%となっており、ボランティア活動を通じ相互の交流を深め、障害特性の理解促進を図りながら、地域におけるボランティア等、福祉活動の担い手の育成が必要です。

【施策の方向】

地域共生社会の実現に向けて、障害のある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供に努め、ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していきます。

① 地域福祉計画の推進

取組内容
地域福祉計画に基づき、世代間交流事業の普及を推進するとともに、市民が共に交流できる事業について、実施方法や内容の検討を行っていきます。今後は、「共生型居場所活動」などの交流事業について他団体や自治体での事例を研究し、活動を推進します。
各地域福祉推進委員会において、「小地域福祉ネットワーク」として、支援が必要な方の見守り活動を継続的に行っていきます。

② 障害のある人の要望に応えるボランティア活動の支援

取組内容
広報ごてんばや社協だより等を活用し、手話、朗読、要約筆記、運転ボランティアの入門講座等の開催を広く周知し、受講者の増加につなげていきます。
社会福祉協議会で小・中学生、高校生を対象として、障害のある人との交流を主な内容とする福祉体験事業を開催しています。小・中学生、高校生が参加しやすいプログラムの企画に努めます。
ボランティアコーディネーターを配置し、相談受付や情報提供を行います。社協だよりや関係機関紙により、引き続き周知を図ります。

③ ボランティア活動の推進

取組内容
障害のある人が様々なイベントに積極的に参加し、交流する機会が確保されるよう、関係機関との協力体制を整備します。
市民の主体的な福祉活動を促進するため、活動場所等の必要な環境を整備します。
市民に対し、広くボランティア団体の理解を図り、活動への参加を促進するため、ボランティア活動や市民活動の拠点である御殿場市民交流センター及び市民活動支援センターやボランティア連絡協議会を通じ、情報収集や情報交換など相互のネットワーク化を図るなど、ボランティア活動を推進します。

(3) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

【現状と課題】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障害のある人のスポーツや芸術文化活動への関心が高まっています。生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障害のある人の生きがいや社会参加の促進につながります。

アンケート調査結果からみると、市の福祉施策で今後特に力を入れてもらいたいことについて、「スポーツ・レクリエーション・文化活動に参加できるよう支援してほしい」の割合は身体障害のある人で3.4%、知的障害のある人で10.3%、精神障害のある人で7.5%と割合は低いものの、スポーツ・レクリエーション・文化活動は、障害の有無や障害の特性を超えて、交流することができ、様々な活動に参加できるよう機会の充実が必要です。

【施策の方向】

文化・スポーツ・レクリエーション活動を通して、障害のある人が地域とのふれあいや社会参加、生きがいづくりにつながるよう、障害のある人が自己の選択に基づいて、積極的に文化・スポーツ・レクリエーション活動、学習活動、地域活動などに参加できるよう、支援や環境整備に努めていきます。

① 障害のある人が参加しやすい環境の整備

取組内容
障害のある人が心身の健康の維持と増進を図るため、スポーツ・レクリエーション活動などに参加しやすい環境整備を図ります。また、障害のある人が積極的に社会活動に参加できるよう、広報紙等での情報発信や参加する意識づくりに努めます。
障害のある人の社会参加を促進するため、地域活動支援センターの充実に努めます。

② 障害のある人が参加しやすい活動の推進

取組内容
社会福祉施設などと協力して、障害のある人の文化芸術活動の発表の機会を作ります。
障害のある人が参加する活動に必要なコミュニケーション手段等の提供に努めます。
障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が積極的に社会参加できるよう、文化・スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

③ 障害者スポーツの振興

取組内容
競技内容の豊富な県障害者スポーツ大会への参加を支援します。
障害のある人も参加できるようなスポーツの推進・普及に努めます。

④ 生涯を通じた多様な学習活動の充実

取組内容
障害のある人に対して、学校卒業後も含めた生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の場の充実を図れるよう庁内関係各課と連携し、検討、整備していきます。

(4) 関係団体の育成

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、気軽に相談でき、必要な場合には適切な支援が受けられる体制が不可欠です。

障害のある人やその家族に対して、不安や困難をできる限り軽減できるよう、障害者団体に関する情報を提供するとともに、障害者団体への参加を促進することが重要です。また、障害者団体の育成と活動支援が必要です。

【施策の方向】

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、当事者団体や支援団体等の活動への必要な情報提供や支援に努めます。

① 当事者団体や支援団体活動への参加促進

取組内容
手話サークル、要約筆記サークル、朗読奉仕グループ等の支援団体の活動を活性化するため、活動のきっかけとなる講座について、広報紙等を利用して参加を呼びかけます。
各種当事者団体への理解が促進されるよう、今後も継続して各種団体の活動について、広く市民に情報を発信していきます。
障害のある人の関係団体の活動が活性化するように、関係団体への参加を促進します。

② 当事者団体や支援団体への活動支援

取組内容
障害のある人の当事者団体や支援団体の活動を活性化するため、関係団体の運営を支援します。
御殿場・小山障害者自立支援協議会で、引き続き障害のある人の当事者団体との情報交換に努めます。



基本目標Ⅱ 健康の維持・増進

(1) 障害の原因となる疾病の予防と早期支援の充実

【現状と課題】

障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。

乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

また、ライフステージに応じて、生活習慣病予防等を行うことにより、障害に対する早期の対応をはじめ、障害の原因となる疾病の予防に取り組むことが必要です。

【施策の方向】

障害の原因となる疾病等の予防を図るため、母子保健法・健康増進法などを踏まえ、妊娠期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じた保健事業を推進するとともに、健康診査の積極的な受診や主体的な健康管理を促進します。

また、事業の実施にあたっては、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期支援を推進します。

① 障害の原因となる疾病の予防対策の推進

取組内容
妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を普及するために、妊産婦や子育て世代を対象とした教室や保健相談を開催し、対象者のニーズに合わせて、その方法や内容を随時検討していきます。
乳幼児・妊産婦に対し、たばこが体に及ぼす影響について正しい知識を普及します。また、関係機関等と連携し、市民全体の喫煙率を下げる施策を引き続き実施していきます。
乳幼児健康診査や健康相談の充実を図り、子どもの発育発達を支援するとともに子育てに関する不安や悩みの軽減に努めます。
予防事業としての健康相談や健康教育、訪問指導、特定保健指導の取組みについて、より幅広く市民に健康への関心を持ってもらえるよう、効果的な方法を検討します。

取組内容
地域における自発的な介護予防に資する活動を支援するため、地域における介護予防のリーダーを養成する「介護予防リーダー講座」を実施しています。この講座を受講した「介護予防リーダー」が自宅から歩ける範囲で気軽に介護予防を実施できるよう、市内各地区に介護予防の自主グループとして「元気になろう会」を立ち上げています。各地区に対し、元気になろう会や養成講座を周知し、市内全域で実施ができるよう、さらに広報・啓発を図っていきます。

② 早期発見・早期対応の充実

取組内容
乳幼児期の各発達段階における疾病や障害等の早期発見、発育・発達の促進を図るため各種健康診査や相談を実施します。また乳幼児健診の受診率の向上を目指すとともに、未受診者の状況等の把握に努めます。
妊娠期から乳幼児期の子育て期まで、切れ目のない支援を行うための体制づくりに努めます。
保健センターや発達相談センター、関係機関が連携して、障害等の早期発見、早期支援を行い、その後も途切れることのない支援に努めます。
がん検診について、より多くの人を受診できるよう、実施方法の見直しなどの改善を図っていきます。また、特定健診、特定保健指導、その他の事業についても、受診率の向上に向けて、効果的な内容や方法について検討を行います。さらに、精密検査が必要になった人のフォローを徹底していきます。

(2) 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障害を軽減し、障害者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

アンケート調査結果からみると、医療を受ける上で困っていることについて、「医療費の負担が大きい」「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」「いくつもの病院に通わなければならない」などの意見が上位に挙がっています。また、市の福祉施策で今後特に力を入れてもらいたいことについて、「リハビリ訓練の場所を増やしてほしい」の割合が11.9%となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすために、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。

【施策の方向】

障害のある人が、リハビリテーションや治療を身近な地域で受けられるよう、保健・医療サービスの充実に努めるとともに、精神障害の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、心の健康づくりに関する健康教育の充実を図ります。

また、医療ケアが必要な障害のある人、高齢で障害のある人等が地域で暮らし続けられるよう、保健・医療サービスと福祉サービスとが連携した医療体制を整備していきます。

① 医療、保健、福祉関係施設などでのリハビリテーション体制の充実

取組内容
障害のある子どもや重症心身障害児（者）が受けられるリハビリテーション施設は不足しています。地域の医療機関等に対し、引き続き協力を働きかけていきます。
在宅で生活する障害のある人が、近隣で機能訓練や生活介護などが受けられるよう、社会福祉法人など関係機関に働きかけていきます。

② 障害のある人に対する医療の充実

取組内容
自立支援医療、重度障害者（児）医療費助成、精神障害者医療費助成制度などの助成制度について、今後も周知していきます。
保健、医療、福祉分野の関係機関における連携を図り、地域のニーズに応えられる医療体制の確立に取り組んでいきます。
医療機関、相談支援事業所等と連携し、障害のある人が必要な医療を継続的に受けられるよう今後も体制を整備していきます。
インフルエンザ等の定期予防接種において、障害の程度に応じた公費助成制度について周知していきます。

③ 精神保健・医療の適切な提供

取組内容
心の健康や精神障害に関する相談対応の充実を図るとともに、心の健康づくりを推進します。
精神障害のある人が地域で生活する上での不安や健康・医療に関する悩み等に対し、医療機関や静岡県御殿場健康福祉センター・御殿場保健所（精神保健福祉総合相談）との連携を図りながら、相談支援の充実に努めます。
精神障害者入院医療費の助成（精神科に入院して91日目からの医療費（保険診療分に限る）のうち、自己負担分の2分の1を助成）を行います。

④ 難病患者に対する支援の充実

取組内容
難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の対象が拡大されたことを踏まえ、難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めます。
難病患者の生活支援のため、必要な障害福祉サービスの利用支援や日常生活用具の給付等を行います。
難病医療費助成（県事業）の周知を図ります。



基本目標Ⅲ 教育・療育の充実

(1) 身近な地域での療育の充実

【現状と課題】

子どもの障害には、発達障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

アンケート調査結果からみると、市の福祉施策で今後特に力を入れてもらいたいことについて、「一人ひとりの障害に合った療育を受けられるようにしてほしい」の割合が身体障害のある人で16.0%、知的障害のある人で37.5%、精神障害のある人で26.9%となっています。

障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要です。

【施策の方向】

発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育てなどの連携を強化し、地域における相談・療育の充実を図ります。

① 保育施設などでの個々の発達に応じた支援の充実

取組内容
個別の支援が必要な子どもに対して、市内すべての保育園、こども園、幼稚園で発達過程に応じた保育を受けられるよう、臨床心理士の巡回訪問を年2回、保健師の巡回訪問を年1回引き続き実施していきます。また、公立の保育園やこども園では、保育士の発達支援の知識の向上のため、特別支援部会を年3回実施していきます。さらに、特別な支援の必要性の有無にかかわらず分け隔てなく受け入れ、子どもにとっての最善の環境を提供するインクルーシブ教育・保育を引き続き推進していきます。
臨床心理士による定期的の訪問に加え、園から要請があった時は随時訪問を行い、子どもの状態に応じて、継続的な支援へつなげていきます。
市内すべての保育園、こども園、幼稚園、発達支援に携わる部署や関係機関の職員を対象に、「合同特別支援研修会」を年2回開催しています。今後も継続して研修を行い、支援の充実を図ります。

② 療育支援体制の充実

取組内容
発達が気になる乳幼児を早期に発見し、支援を行うため、保健、福祉、教育、医療などの各関係部門・機関が緊密に連携し、個々の発達の状態に応じたきめ細やかな支援体制の整備を行います。
「児童発達支援事業」「放課後等デイサービス」の利用者は年々増加していることから、サービス提供事業所等との連携を深め、適切なサービスの提供に努めます。
「そだちの教室」を設置し、児童が抱える課題を早期に発見し、集団生活や学習面などにおいて、一人ひとりの状態に応じた指導や支援を行います。

(2) 学校教育の充実

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査結果からみると、学校等教育に望むことについて、「能力や障害の状況に合った指導をしてほしい」「就学相談等や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実させてほしい」などの意見が上位に挙がっています。

障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていくことが必要です。

さらに、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

【施策の方向】

障害の有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障害の状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。また、インクルーシブ教育の推進に向けて、体制の整備を図ります。

① 障害のある児童・生徒の教育環境の充実

取組内容
小・中学校における支援が必要な児童・生徒の増加に対し、補助者の増員など、支援体制の充実・見直しを行っていきます。同時に、県に対して、教職員の配置増を働きかけていきます。
障害の有無にかかわらず互いの個性を尊重しあいながら学んでいくことができるよう、インクルーシブ教育の考え方を取り入れていきます。
特別支援学級の在籍児童生徒数は年々増加していることから、設備・備品等の環境整備を引き続き実施していきます。
小学校の発達通級指導（ひまわり教室）から中学校の発達通級指導（なのはな教室）への継続支援ができる環境が整備されたため、さらに内容の充実、促進を図っていきます。
特別な支援を必要とする児童生徒に対し、就学前からの支援の流れを引き継ぎ、早期からの相談支援体制を築きます。また、関係機関との連携を深め、就学に関する十分な情報提供を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら、相談を実施していきます。

② 特別支援教育体制の充実

取組内容
一人ひとりの児童・生徒の能力に応じて、個別の教育支援計画、指導計画を立て、それぞれに応じた支援を充実させていきます。
特別支援の担当者だけでなく、多くの先生方に参加していただけるように研修会を開催していきます。
特別支援教育専門家チーム委員が、対象児童・生徒の学校での様子を観察した上で、支援内容を協議していきます。
特別支援学校や関係機関との連携を図りながら、保護者へ特別支援学校の情報提供を行っていきます。

③ 切れ目ない支援体制の充実

取組内容
特別な支援が必要な子どもが就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう体制の整備を図ります。

基本目標Ⅳ 相談体制・障害福祉サービスの充実

(1) 相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らすためには、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

アンケート調査結果からみると、困った時の主な相談先について、「家族・親族」の割合が高くなっていますが、困った時の相談体制について、「やや不十分」と「まったく不十分」をあわせた“不十分”と思う割合が身体障害のある人で18.7%、知的障害のある人で26.9%、精神障害のある人で45.1%となっています。今後、希望する福祉や生活に関する相談体制について、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」「住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい」などの意見が上位に挙がっています。

個々の障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知や、支援につなげる連携体制を強化し、包括的・重層的な相談体制を充実していくことが必要です。

また、福祉に関する情報の入手方法について、「やや不十分」と「まったく不十分」を合わせた“不十分”と思う割合が身体障害のある人で29.0%、知的障害のある人で36.3%、精神障害のある人で46.3%となっています。現在、知りたい情報について、「各種福祉サービスの利用に関すること」「医療に関すること」「悩みが相談できる人や団体、機関について」などの意見が上位に挙がっています。

本市では、新規で手帳を交付する際や、等級変更などで再度手帳を交付する際に各種制度について説明を実施していますが、障害によって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要です。

【施策の方向】

障害の程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるような相談や支援体制を充実します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障害のある人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

① 障害のある人の包括的・重層的な相談支援体制の充実

取組内容
各福祉施設、相談支援専門員等と連携し、個別会議を開くなどの支援体制を強化していきます。
発達支援システムでは「つながりの中で誰もが自分を大切にし、いきいきと暮らすための支援をめざして」を基本理念としています。その実現を目指し、乳幼児期、学齢期、青年・成人期と、それまでの支援情報を活かしながら継続した支援を行っていきます。
御殿場・小山障害者自立支援協議会の相談部会等で関係機関の連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。
相談支援体制を充実するため、県や関係機関と協力し研修会を実施していきます。
身体障害・知的障害・精神障害の各障害を専門とする相談支援事業所と委託契約を結び、地域の身近な相談窓口として今後も障害のある人やその家族に寄り添った支援を行います。
身体障害・知的障害・精神障害に加え、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害などに対する相談支援体制として、発達相談センターをさらに周知し、関係機関との連携を図っていきます。

② 各種制度の周知及び利用促進

取組内容
障害者手帳交付時に各種制度が掲載されたしおりを配布し、利用できる制度や福祉サービスについての説明を引き続き行います。
民生委員・児童委員に対し、各種研修会等で福祉制度についての説明を行い、連携の強化を図ります。
相談支援事業所等の関係機関と連携し、障害のある人が必要としている情報提供を行い、サービス等を利用できるよう努めます。

③ 各種情報提供体制の充実

取組内容
インターネットを利用する人が増えていることから、ホームページや SNS の内容の充実を図り、福祉施策の周知に努めます。
行政窓口などにおいて、的確な対応ができるよう専門職等を引き続き配置し、各種情報提供を行います。

(2) 虐待防止・権利擁護体制の充実

【現状と課題】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）「障害者差別解消法」や「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」等、様々な法律が整備され、障害のある人の権利を擁護する体制が整いつつあります。

アンケート調査結果からみると、「成年後見制度」の認知度は身体障害のある人で約5割、知的障害のある人、精神障害のある人では約4割となっていますが、利用しない理由として、「夫または妻、子ども、親、兄弟、孫などの親族にまかせることができる」の割合が最も高くなっている一方、「他人にお金の事や生活の事を知られたくない」「手続きが大変そう」「制度の内容や申請の仕方がよくわからない」などの意見も挙がっており、引き続き、成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用促進を図ることが重要です。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害のある人への権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取組を着実に推進することが必要です。

【施策の方向】

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

また、障害により判断能力が不十分な人に対しては、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護の取組を推進します。

① 虐待防止施策の推進

取組内容
障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待対応を障害者虐待防止センターで速やかに対応していきます。
緊急性が高く養護者との分離が必要な場合に、障害者を一時保護するための体制の充実を推進します。
障害者虐待に関する正しい理解を広めるため、引き続き啓発活動や広報を行います。

② 権利擁護施策の推進

取組内容
障害のある人に対する虐待などの人権侵害や、相続時の財産侵害などの相談ができるよう、関係機関と連携して、引き続き体制を強化します。
令和3年度に設置された成年後見支援センターを核として、成年後見制度の利用支援を社会福祉協議会や関係機関と連携して引き続き実施します。
障害のある人の人権や財産、権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施する、日常生活自立支援事業を引き続き推進します。

(3) 在宅サービスの充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

アンケート調査結果からみると、現在、生活しているところについて、「自宅で生活している」の割合が約8割となっており、これからの生活については、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が約6割となっており、在宅での生活を希望する人が多くなっています。

地域で生活していくために必要な支援について、「日中に活動ができる場所」の割合が高くなっており、地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、各種在宅サービスについて周知を図り、質・量ともに充実させていくことが必要です。

【施策の方向】

在宅の障害のある人のニーズに応じて、日常生活または、社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護等の支援を行うとともに、就労継続支援や生活介護等の日中活動の場の確保により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。また、各種障害福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。

① 居宅介護サービスなどの充実

取組内容
県が主催する、たんの吸引、同行援護、行動援護等の各種研修会への参加を働きかけ、人材の質の向上とサービスの提供体制の充実を図ります。
障害福祉サービスの他にも、「在宅生活安心システム」や「声かけごみ収集」等を引き続き実施し、在宅サービスの充実に努めます。
相談支援事業所と連携し、障害のある人のニーズに沿ったサービスの提供を行います。
民間事業者と連携して、ホームヘルパーの人材育成などを推進します。

② 日中活動系サービスの充実

取組内容
障害福祉計画に基づき、不足している日中活動系サービスの充実を図ると共に、必要に応じて施設整備の支援を行います。
相談支援事業所と連携し、障害のある人のニーズに沿った適切なサービスの提供に努めます。

(4) 移動とコミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。

アンケート調査結果からみると、地域で生活していくために必要な支援について、「移動支援（生活するために必要な外出の介助）」が上位に挙がっており、外出をするために望むことについて、「タクシーや介護タクシーを使う時の費用の助成金額を増やす」「乗り合いなど低料金で使えるサービスの整備」などの意見が上位に挙がっています。

障害のある人が安全でかつ快適に円滑な移動ができるよう、引き続き、移動支援の充実を図る必要があります。

また、意思疎通が困難な方のため、手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣等、コミュニケーションの円滑化を図っていますが、引き続き、視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた、コミュニケーション支援の充実を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

障害のある人が、地域で自立し社会に参加するため、必要となる移動に係る各種サービスの周知を図り、提供を推進します。また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。

① 移動に関する支援の充実

取組内容
障害のある人の余暇活動などへの参加のために、移動支援事業の周知と利用の促進を行います。
視覚に障害のある人の外出支援のために、同行援護が継続的に利用できるよう支援を行うとともに、利用時の自己負担の軽減を図ります。
社会福祉協議会と協力して、福祉車両の貸出しや運転ボランティアの充実を図ります。
移動制約者に対する福祉有償運送事業を推進します。
重度の障害のある人に対する、タクシーの初乗り運賃の助成を引き続き行います。

② 手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業の充実

取組内容
手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業を引き続き推進します。
講演会、イベントなどへの手話通訳者・要約筆記通訳者派遣を引き続き実施します。
手話奉仕員を養成するため、養成講座の周知を図り、継続的な活動を支援します。
手話通訳者・要約筆記通訳者に対し、研修会への参加や健康対策などを支援します。

③ 朗読サービス事業の継続

取組内容
朗読ボランティア団体による市の広報や選挙に関する情報などの情報活動を支援していきます。
朗読ボランティア団体が行う事業の周知を行い、引き続き支援します。また、録音CDのサービス提供希望者を増やすため、庁内関係各課と連携して事業を進めていきます。
朗読ボランティアの人材育成を図るため、社会福祉協議会とボランティア団体が行う講習会の開催を支援します。

④ デジタル技術を活用した情報提供の推進

取組内容
市の公式ホームページは、文字の拡大、文字色・背景色の切り替え、読み上げ機能の設定等のバリアフリー対応を充実し、障害のある人に配慮した情報提供・情報交流を推進します。
庁内関係各課と連携して、緊急情報・市政情報をSNSで配信し、適時適切な情報提供に努めます。



基本目標Ⅴ 就労支援と生活の安定

(1) 雇用・就労施策の推進

【現状と課題】

障害のある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。

アンケート調査結果からみると、現在就労（就労移行、就労継続支援A型、B型等の事業所を含む）している人が身体障害のある人で23.1%、知的障害のある人で46.6%、精神障害のある人で51.1%となっており、仕事をしている上での不安や不満について、「収入が少ない」「体力的に負担が大きい」「職場の人間関係にとけこめない」などの意見が上位に挙がっています。

また、障害のある人が働くために必要なことについて、「勤務時間や日数が本人の希望に合わせて配慮されること」「自分に合った仕事であること」「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」などの意見が上位に挙がっています。

本市では、障害者雇用普及のチラシを企業へ配布する等、事業所に対して普及啓発を行っています。障害のある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、職場（事業者）における合理的配慮など、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

企業と就労する障害のある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

また、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要です。

【施策の方向】

障害のある人で働く意欲のある人には、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労に向けた支援や企業の理解促進、就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

① 障害者雇用の促進

取組内容
企業における障害者の法定雇用率が、令和2年度から引き上げられました。今後一般企業での就職の機会の拡大が見込まれるため、実施方法や周知方法について見直し、障害のある人に対する就労支援サービスの充実を図ります。
障害者雇用促進法（法定雇用率）の対象とならない中小企業での障害者雇用を促進するため、今後も「御殿場市障害者雇用促進援助金支給事業」を実施します。
市職員の障害者雇用の促進を図ります。

② 一般就労への移行と定着の支援

取組内容
職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等と連携して、実施方法や周知方法について見直し、障害のある人の就業を支援します。
就職した障害のある人が、就労定着支援を受けることができるよう、各種関係機関と連携をします。

③ 就労継続支援事業など福祉的就労の支援

取組内容
今後も市役所等で、就労支援事業所で作られた製品を販売する機会を提供します。
一般企業などでの就労が困難な障害のある人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために、就労支援事業所により必要な訓練を行います。
障害者優先調達推進法の規定による、「御殿場市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設などからの物品の購入や役務の提供について、積極的に推進します。

(2) 居住場所の確保

【現状と課題】

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じた居住支援が求められています。

アンケート調査結果からみると、現在の生活に対して望むことについて、「今住んでいる家の改造費の助成を増やしてほしい」「住みやすい住宅を増やしてほしい」「グループホームなどの共同住宅を増やしてほしい（整備してほしい）」など住宅に関する項目が挙がっています。

事業所ヒアリングにおいても、市内に医療的ケアの受け入れができるショートステイやグループホームの必要性などの意見が挙がっています。

住まいに関して、障害のある人の希望を取り入れながら、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要です。

【施策の方向】

障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、障害のある人の居住場所の確保、バリアフリーに対応した住まいの普及・改善に努めます。

① 既存の住宅への改造費の助成

取組内容
既存住宅を改修するための費用の一部を助成し、障害のある人が生活しやすい居住環境の整備に努めます。

② 市営住宅の提供体制の維持

取組内容
今後も継続してバリアフリー化した市営住宅を提供し、障害のある人が生活できる住宅の確保に努めます。
障害者手帳を持っている人の単身での入居を引き続き行い、障害のある人の自立を支援します。

③ グループホーム等の充実

取組内容
障害のある人や、その家族を支援するためのショートステイ事業を福祉施設と連携して充実を図ります。
在宅での生活ができなくなった障害のある人が、グループホームや障害者支援施設で生活ができるように努めます。
障害のある人が生活しやすい環境のグループホームの整備について推進します。



基本目標VI 快適で安心できるまちづくり

(1) 災害対策の充実

【現状と課題】

災害対策基本法が改正され、市区町村において災害時要配慮者の支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）及び個別避難計画の作成が義務付けられました。

アンケート調査結果からみると、災害が起きた場合、「ひとりで避難できない」の回答が身体障害のある人で43.9%、知的障害のある人で57.2%、精神障害のある人で30.1%となっており、避難できない理由について、「介助者の手助けが必要」の割合が最も高くなっています。

災害時に困ると思われることについて、身体障害のある人で「安全なところまですばやく避難できないこと」「避難場所で、投薬や治療を受けられないこと」、知的障害のある人で「どのように対応すべきか自分で判断できないこと」「自分の身の回りで何が起きているか把握できないこと」、精神障害のある人で「多くの人がいる避難場所では、落ち着いて過ごせないこと」「避難場所で、投薬や治療を受けられないこと」などの意見が上位に挙げられおり、災害発生時の対応の充実及び避難時の懸念緩和に向けた取組が必要です。

また、お住まいの地域の避難訓練に「まったく参加していない」人が身体障害のある人で44.2%、知的障害のある人で42.2%、精神障害のある人で54.3%となっており、障害のある人が地域の避難訓練に参加できるよう関係機関が連携し、避難訓練等を通し、日頃から要配慮者への対応を盛り込んでいくことが必要です。

【施策の方向】

障害のある人が地域で安全、安心に生活できるよう、防災訓練への参加促進や、自主防災組織の拡充、障害のある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制の整備など防災対策を充実します。

① 防災訓練への参加促進

取組内容
障害のある人や高齢者を考慮した防災訓練を実施します。
モデルケースとして協力していただける施設との連携を図り、福祉避難所となる社会福祉施設での訓練を、関係者と協力して実施します。
要配慮者に対応した防災訓練の実施や、障害のある人が地域防災訓練に参加できるよう、関係機関が連携します。
障害のある人の災害時の避難誘導やコミュニケーション手段の確保について、市民に対する啓発と避難所の準備を進めます。

② 災害時における要配慮者への支援体制の整備

取組内容
災害時、緊急時に、要配慮者の避難や安否確認が迅速、確実に行えるよう、避難行動要支援者名簿の整備等に努めます。また、災害時における名簿の必要性・重要性について周知に努めます。
同報無線による広報や、緊急情報サービス（Fネット）などを利用して、緊急時の情報（公共交通機関・電気・ガス・水道・災害情報等）の提供を推進します。
災害時に、地域の避難所では安心して避難生活を送ることが難しい要配慮者がいることも想定されるため、施設設備や物資、機材、人材等に関して、福祉避難所の体制を整備していきます。
要配慮者のニーズを把握し、防災用資器材の整備・備蓄に努めます。

③ 避難行動要支援者にも配慮した計画・マニュアルの作成

取組内容
避難行動要支援者の個別支援計画を、地域と連携して作成します。
福祉避難所運営マニュアルについて、今後も必要に応じて見直しを行います。
避難所となっている公共施設のバリアフリー化を推進します。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

近年において、消費生活弱者（高齢者や障害者）を狙った悪質事業者の手口は巧妙化しており、悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供、被害の発生を未然に防ぐ取組を充実することが求められています。被害を未然に防ぐための消費者教育を推進していくことが必要です。

また、障害のある人などの交通弱者が、安全・安心して生活できるよう、交通安全教育、啓発の推進を引き続き行っていく必要があります。

【施策の方向】

障害のある人が消費者被害に遭わないよう消費者教育を推進するとともに、地域や関係機関等と協力しながら見守り体制の強化を図ります。また、交通安全の普及啓発を行います。

① 消費者被害防止のための消費者教育の推進

取組内容
市広報紙や市ホームページ、コミュニティFM、回覧板など様々な媒体を利用し、相談の多い消費者被害の事例や消費者被害にあった場合の対処法について啓発を行います。緊急性のある消費者被害防止については、同報無線等を活用し注意喚起を行います。

② 地域での見守り体制の強化

取組内容
新たに消費者被害防止のための見守りネットワーク「消費者安全確保地域協議会」を設置し、「配慮を要する消費者」の情報を共有し、消費者被害の未然防止に繋がります。
御殿場・小山障害者自立支援協議会運営会議や障害者相談支援部会において、市消費生活センターへ寄せられる相談の状況や増加している被害事例等の情報を迅速に提供し、周知と注意喚起に努めます。

③ 交通安全教育、啓発の推進

取組内容
障害のある人や高齢者が交通事故に遭わないよう、また交通事故を起こさないように、関係機関と連携し交通安全意識の普及・啓発を図ります。

(3) 歩行空間・建築物、交通機関のユニバーサルデザインの推進とバリアフリー化

【現状と課題】

平成30年に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行され、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することとしています。

アンケート調査結果からみると、外出をするために望むことについて、「障害者用トイレなど、障害のある人が利用しやすい設備の充実」「誰にでも使いやすい建物や道の整備」「自家用車（本人または家族所有）の改造費の助成」「案内表示などの充実」などの意見が挙げられており、障害のある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や施設、生活道路や歩道のユニバーサルデザインの推進に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

【施策の方向】

障害のある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくための福祉のまちづくりを推進するため、建物や道路（歩道）、公共交通機関、公共施設等においてバリアフリー化及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、障害のある人にやさしく、快適な生活環境を整備していきます。

① ユニバーサルデザインの推進

取組内容
全ての人々が利用しやすい道路、歩道、施設の整備を障害のある人の意見を取り入れながら計画的に推進します。
建物等のユニバーサルデザイン化は徐々に進んできています。引き続きユニバーサルデザインを推進していきます。

② 歩行空間、建築物のバリアフリー化の推進

取組内容
道路、公園、建物等の特定事業については、特定事業計画書に基づき計画的に歩行空間のバリアフリー化の整備を推進します。また、特定事業の重点整備地区以外においても、施設等の整備の機会にバリアフリー化の基準等に基づく道路整備・改良を推進します。
公共施設の建設・改修にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や、「静岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人や高齢者に配慮した設計・施工に努めます。
安全に通行できる歩行者環境の整備を推進し、歩道整備、歩行空間確保整備など今後も歩行者が安全に通行できるよう努めます。

③ 公共交通機関等のバリアフリー化の推進

取組内容
公共交通機関や、宿泊施設等に対してこれまでも、障害特性などの情報提供を行ってきました。加えて、障害のある人が利用しやすいよう、各宿泊施設のバリアフリー化の状況の情報発信に努めていきます。また、庁内関係各課と情報共有を図り、JR御殿場線各駅のバリアフリー化について引き続き要望活動を続けます。

第5章 計画の推進



計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係各課との連携

庁内関係各課との調整等、事業を円滑に推進するため、障害者施策について全庁的な対応を図るとともに、所管課との連携をさらに強化し、施策を推進します。

(2) 関係機関との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開する上で、一般市民や当事者団体、ボランティア団体、地域の民間事業所、民生委員・児童委員、専門機関、社会福祉協議会との協力とともに、それら関係団体などと相互に連携を図っていきます。

(3) 国・県との連携

本計画を推進するためには、国や県との連携が重要となります。今後の制度改正等を踏まえ、国や県と連携して本計画を推進します。

2 計画の進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

障害者自立支援協議会をはじめ各種団体・関係機関及び庁内関係各課等と連携してPDCAサイクルに基づき、施策・事業の実施状況を点検するとともに、事業の内容や実施方法等について改善に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



(2) 計画の評価と見直し

本計画は、本市における今後5年間の障害者福祉施策に関する基本計画であり、最終年度には、障害者関係団体との意見交換や調査等を通じた施策・事業の有効性についての検証・見直し等を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

資料編



資料編

1 用語解説

【あ行】

エンパワメント

社会福祉の援助活動において、利用者やその集団、コミュニティなどが自らの力を自覚して行動できるよう、サポートすること。

【か行】

共生型居場所活動

年齢や障害の有無にかかわらず、身近な場所で地域住民の多様な課題・ニーズに対応し、住民が参加して地域に根ざした支え合いを行う場所、またはその活動。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

【さ行】

災害時における要配慮者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

自閉症スペクトラム障害（ASD）

社会性やコミュニケーションに困難を抱える障害。以前は自閉症、アスペルガー症候群などと別々の障害とされていたものを、一つの連続した症状としてまとめた新たな分類方法。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。

手話通訳者・手話奉仕員

聴覚障害のある人と聴覚障害のない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者週間

毎年12月3日から12月9日までの1週間のこと。平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。

障害者総合支援法

誰もが住み慣れた地域での生活を実現するために、障害がある人に対して総合的な支援を行う法律。障害者自立支援法を改正・改称し、基本理念やサービス対象者の拡大などを盛り込んだ新たな法律として、平成25年4月1日に施行された。

障害者マーク

障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すためのシンボルマーク。

小地域福祉ネットワーク

支援を必要とする一人暮らしの障害のある人や高齢者を対象として、近隣住民や地域ボランティアによる支援チームが見守り支援活動を行うシステム。

生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や身上監護を支援し権利を保護するための制度。法定後見と任意後見からなり、法定後見はさらに後見・保佐・補助の3つに分かれる。任意後見は本人の判断能力が衰える前から利用できるが、法定後見は能力が衰えた後でないと利用できない。

【た行】

特別支援学級

小学校や中学校で特別支援教育を行っている学級のこと。

特別支援学校

平成19年4月より、盲学校、聾学校、養護学校は、すべて障害の種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たす。

特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

避難行動要支援者名簿

従来の「災害時要援護者」に代り、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」という。

福祉的就労

民間企業や公共機関、自営や起業などでの一般就労に対して、労働市場では職をみつけることが困難な障害のある人のための代替雇用（保護雇用）による就労形態のことを呼ぶ。障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業（A型及びB型）などの福祉サービスで就労することをいう。

ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障害のある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つさまざまな特性や違いを認め合い、最初からできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

【ら行】

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。

リハビリテーション

障害のある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加を目指すものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

2 障害者マーク一覧

マーク	内容
<p>障害者のための シンボルマーク</p> 	<p>障害のある人が利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。建物の規定などマークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。このマークは全ての障害者を対象としています。</p> <p>[関係機関 財団法人日本障害者リハビリテーション協会]</p>
<p>身体障害者標識</p> 	<p>肢体不自由の障害のある人が運転している自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることとなります。</p> <p>[関係機関 各警察署・交通安全協会]</p>
<p>聴覚障害者 シンボルマーク</p> 	<p>聴覚障害のある人であることを表すマークです。聴覚障害のある人は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益になったりするなど、社会生活の上で不安が少なくありません。公共機関や各関係機関、病院、スーパーなどで掲示、活用することで聴覚障害のある人が相談しやすくなります。また、このマークが貼付されている預金通帳や診察券があり、マークの提示をされた場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、配慮する必要があります。このマークは、聴覚障害のある人が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。</p> <p>[関係機関 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会]</p>
<p>視覚障害者のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。このマークは手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。</p> <p>横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚障害者が安全に渡れるよう信号時間が長めに調整されています。</p> <p>[関係機関 世界盲人連合]</p>

マーク	内容
<p data-bbox="164 304 363 338">ほじょ犬マーク</p> 	<p data-bbox="416 304 1362 383">身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。</p> <p data-bbox="416 400 1378 622">「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p data-bbox="416 640 715 674">[関係機関 厚生労働省]</p>
<p data-bbox="189 685 363 752">オストメイト マーク</p> 	<p data-bbox="416 685 1378 815">オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示するものです。</p> <p data-bbox="416 833 938 866">[関係機関 社団法人日本オストミー協会]</p>
<p data-bbox="189 1041 363 1108">ハートプラス マーク</p> 	<p data-bbox="416 1041 1378 1462">このマークは、身体内部に障害があることを示すシンボルマークです。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）の障害のある人は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことを声に出せずじっと我慢されている人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため、広く利用を呼びかけています。このマークを着用されている人を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。</p> <p data-bbox="416 1480 1410 1514">[関係機関 内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハートプラスの会]</p>
<p data-bbox="189 1523 363 1556">ヘルプマーク</p> 	<p data-bbox="416 1523 1378 1653">義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見からは分からなくても配慮を必要としている方が、援助が得やすくなるためのマークです。</p> <p data-bbox="416 1671 1390 1800">経済産業省で、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて日本工業規格（JIS）案内用図記号の見直しの議論が行われ、2017（平成29）年7月に「ヘルプマーク」が追加されました。</p> <p data-bbox="416 1818 826 1852">[関係機関 静岡県障害者政策課]</p>

3 計画策定の経過

期日	会議の内容
令和3年10月	第1回御殿場市障害者計画推進懇話会（書面開催） （1）障害者計画の概要について （2）アンケート調査 素案について （3）ヒアリングシートについて
	第1回御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会（書面開催） （1）障害者計画の概要について （2）アンケート調査 素案について （3）ヒアリングシートについて
令和4年 2月7日（月）～ 2月28日（月）	アンケート調査の実施 調査対象：市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 3,203人
6月16日（木）～ 6月30日（木）	事業所ヒアリング調査の実施 調査対象：市内の障害福祉サービス提供事業所 31事業所
11月	第2回御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会（書面開催） （1）第6次御殿場市障害者計画の体系・骨子の検討 （2）第6次御殿場市障害者計画（素案）について
11月21日（月）	第2回御殿場市障害者計画推進懇話会 （1）計画の概要 （2）御殿場市の障害のある人の現状 （3）アンケートの集計結果・現状分析報告 （4）計画の骨子案・計画の基本理念と計画の体系について （5）今後のスケジュールについて
12月15日（木）	第3回御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会 （1）第6次御殿場市障害者計画素案の検討について
令和5年 1月13日（金）	第3回御殿場市障害者計画推進懇話会 （1）第6次御殿場市障害者計画の素案について ・第1章 計画策定にあたって ・第2章 御殿場市の障害者を取り巻く環境 ・第3章 計画の基本的な考え方 ・第4章 施策の展開 ・第5章 計画の推進
2月20日（月）～ 3月7日（火）	みんなの声を活かす意見公募（パブリックコメントの実施）

4 御殿場市障害者計画推進懇話会要綱

平成23年2月21日

告示第18号

改正 平成23年7月19日告示第166号

平成29年1月10日告示第9号

(趣旨)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく御殿場市障害者計画(以下「障害者計画」という。)について、専門的意見を聴取するため、御殿場市障害者計画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定める。

(一部改正〔平成29年告示9号〕)

(懇話事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

- (1) 障害者計画の実施状況に関すること。
- (2) 障害者計画に必要な調査に関すること。
- (3) その他障害者計画の推進に必要なこと。

(参加対象者)

第3条 懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者(以下「構成員」という。)16人をもって構成する。

- (1) 障害者及び障害者団体に属する者の代表者
- (2) 社会福祉施設等に属する者の職員の代表者
- (3) ボランティア団体に属する者の代表者
- (4) 事業所の代表者
- (5) 公共的団体の代表者
- (6) 御殿場市医師会の代表者
- (7) 関係行政機関の職員

(構成員)

第4条 構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

2 構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に、座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、懇話会の進行を行う。

- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。
(懇話会)

第6条 懇話会は、市長が招集する。

- 2 構成員が、事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 懇話会は、公開とする。

(一部改正〔平成23年告示166号〕)

(謝金等)

第7条 構成員が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

- 2 前条第2項の規定に基づき、代理人が懇話会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(御殿場市障害者計画推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 御殿場市障害者計画推進委員会設置要綱（平成14年御殿場市告示第81号）は、廃止する。

附 則（平成23年7月19日告示第166号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年1月10日告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。

5 令和4年度 御殿場市障害者計画推進懇話会構成員名簿

(※任期：令和3年9月～令和5年3月31日)

番号	役職	構成員名	所属団体・組織名	選出区分
1	座長	山内 剛	(社福) 富岳会	(2)
2	副座長	井坂 玲子	御殿場小山地区精神保健福祉会 つくし会	(1)
3	構成員	芹澤 孝壽	御殿場市商工会	(4)
4	〃	外山 富士子	御殿場市手をつなぐ育成会	(1)
5	〃	加藤 朝久	御殿場市身体障害者福祉会	(1)
6	〃	青木 雄二	御殿場肢体不自由児(者)父母の会	(1)
7	〃	杉山 清	御殿場市聴覚障害者の会	(1)
8	〃	高橋 雅昭	(社福) 十字の園 御殿場十字の園	(2)
9	〃	関 富芳	(社福) 飛翔の会 やまいも印刷	(2)
10	〃	神野 義孝	御殿場市ボランティア連絡協議会	(3)
11	〃	梶 守男	(社福) 御殿場市社会福祉協議会	(5)
12	〃	安田 敏男	(社団) 御殿場市医師会	(6)
13	〃	秋山 智子	静岡県御殿場健康福祉センター	(7)
14	〃	山下 智美	静岡県立御殿場特別支援学校	(7)
15	〃	林 京子	沼津公共職業安定所御殿場出張所	(7)

(選出区分)

- (1) 障害者及び障害者団体に属する者
- (2) 社会福祉施設等に属する者
- (3) ボランティア団体に属する者
- (4) 事業所の代表者
- (5) 公共的団体の代表者
- (6) 御殿場市医師会の代表者
- (7) 関係行政機関の職員

6 御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会設置規程

平成23年2月21日

訓令甲第1号

改正 平成26年3月31日訓令甲第7号

平成26年6月12日訓令甲第14号

平成29年1月10日訓令甲第1号

平成29年3月31日訓令甲第8号

令和元年6月6日訓令甲第2号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく御殿場市障害者計画（以下「障害者計画」という。）を策定するため、御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（一部改正〔平成29年訓令甲1号〕）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 障害者施策の基本方針に関すること。
- (2) 地域に必要な障害福祉の課題に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、障害者計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、社会福祉課長及び別表に掲げる組織に属する職員のうち市長が指名する者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、社会福祉課長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長以外の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出て、代理人を出席させることができる。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令甲は、公表の日から施行する。

(御殿場市障害者計画策定小委員会設置要領及び御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会設置要領の廃止)

2 次に掲げる訓令甲は、廃止する。

(1) 御殿場市障害者計画策定小委員会設置要領(平成14年御殿場市訓令甲第7号)

(2) 御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会設置要領(平成14年御殿場市訓令甲第8号)

附 則(平成26年3月31日訓令甲第7号)

この訓令甲は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月12日訓令甲第14号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年1月10日訓令甲第1号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令甲第8号抄)

(施行期日)

1 この訓令甲は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月6日訓令甲第2号)

この訓令甲は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

(一部改正〔平成26年訓令甲7号・14号・29年8号・令和元年2号〕)

企画課	くらしの安全課	子育て支援課	保育幼稚園課	長寿福祉課	商工振興課	都市計画課
建築住宅課	危機管理課	学校教育課				

第6次御殿場市障害者計画

令和5年度～令和9年度

(2023年度～2027年度)

発行日：令和5年3月

発行：御殿場市

編集：御殿場市 健康福祉部 社会福祉課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483 番地

電話：0550-82-4238 FAX：0550-84-1046

市ホームページ：<https://www.city.gotemba.lg.jp>



御 殿 場 市